

# 資料編



## 《目 次》

### 第1節 防災体制・防災関係協力機関

1-1	道志村災害対策本部の組織編成	資料 1
1-2	道志村災害対策本部の業務分掌	資料 2
1-3	道志村災害対策本部の配備基準	資料 6
1-4	避難勧告等の発令基準	資料 7
1-5	防災関係機関一覧	資料 8
1-6	医療機関一覧（基幹災害拠点病院等）	資料 12
1-7	医療品等の保管場所一覧	資料 14

### 第2節 防災施設・設備関係

2-1	災害対策本部施設（代替庁舎）一覧	資料 15
2-2	指定避難所・指定緊急避難場所等一覧	資料 15
2-3	防災備蓄倉庫・備蓄品一覧	資料 18
2-4	非常用発電設備整備施設一覧	資料 20
2-5	AED（自動体外式除細動器）整備施設一覧	資料 20
2-6	救援物資集配拠点施設一覧	資料 20
2-7	緊急消防援助隊・自衛隊受入拠点施設一覧	資料 21
2-8	炊き出し・応急給水施設一覧	資料 21
2-9	応急仮設住宅建設候補地一覧	資料 21
2-10	遺体収容（安置）所一覧	資料 21
2-11	火葬施設一覧（富士・東部保健所管内）	資料 22
2-12	災害廃棄物・障害物仮置場一覧	資料 22
2-13	ごみ焼却施設一覧	資料 22
2-14	し尿処理施設一覧	資料 22
2-15	簡易水道施設一覧	資料 23
2-16	合併浄化槽施設一覧	資料 24

### 第3節 消防施設・設備関係

3-1	消防団の組織編成	資料 25
3-2	消防施設・設備一覧	資料 25
3-3	耐震性貯水槽・防火水槽一覧	資料 27

### 第4節 輸送・通信関係

4-1	県指定緊急輸送道路一覧	資料 28
4-2	避難路一覧	資料 28
4-3	緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧	資料 31
4-4	緊急通行車両の標章	資料 31
4-5	異常気象時における道路等通行規制区間及び基準	資料 32

4-6	ヘリコプター緊急離着陸場等一覧	資料 32
4-7	防災行政無線設備一覧	資料 33
4-8	その他通信設備一覧	資料 34

## 第5節 災害危険箇所関係

5-1	重要水防区域一覧	資料 36
5-2	土石流危険渓流一覧	資料 36
5-3	急傾斜地崩落危険区域一覧	資料 37
5-4	土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧	資料 38
5-5	崩落土砂流出危険地区一覧	資料 48
5-6	山腹崩落危険地区一覧	資料 50
5-7	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	資料 50

## 第6節 条例等関係

6-1	道志村防災会議条例	資料 51
6-2	道志村防災会議委員一覧	資料 52
6-3	道志村災害対策本部条例	資料 53
6-4	道志村災害対策本部員一覧	資料 54
6-5	道志村地震災害警戒本部条例	資料 55
6-6	道志村災害見舞金支給要綱	資料 56
6-7	道志村災害弔慰金の支給等に関する条例	資料 57
6-8	道志村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資料 60
6-9	山梨県災害救助法施行細則(別表)	資料 63
6-10	山梨県消防特別救助隊設置・運営規程	資料 70
6-11	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱	資料 72

## 第7節 災害協定関係

7-1	災害時応援協定一覧	資料 76
7-2	災害時における相互応援に関する協定書(横浜市)	資料 77
7-3	富士東部伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	資料 79
7-4	富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書	資料 81
7-5	山梨県常備消防相互応援協定書	資料 83
7-6	山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	資料 85
7-7	山梨県防災行政無線衛星地球局に係る協定書	資料 87
7-8	都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定	資料 89
7-9	相模原市と道志村との消防相互応援協定	資料 90
7-10	道志村防災行政無線の使用に関する覚書	資料 91
7-11	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	資料 92
7-12	災害時における水道施設等応急対応協定	資料 94
7-13	災害時における応急対策業務に関する細目協定書	資料 96

7-14	災害時における量の提供に関する協定書	資料 99
7-15	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	資料 101
7-16	大規模災害時における被災者支援に関する協定書	資料 103
7-17	特設公衆電話設置に関する覚書	資料 105
7-18	災害時における情報発信等に関する協定	資料 108
7-19	大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	資料 110
7-20	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	資料 112

## 第8節 その他

8-1	気象情報の種類と発表基準	資料 113
8-2	雨量・水位観測施設一覧	資料 114
8-3	富士山の噴火警戒レベル	資料 115
8-4	富士山噴火に関連する情報に伴う広報	資料 116
8-5	東海地震に関連する情報に伴う広報	資料 118
8-6	東海地震事前避難対象地区及び指定避難所	資料 121
8-7	災害用伝言サービスの利用方法	資料 122
8-8	村指定文化財一覧	資料 123
8-9	被災現場側から見た応急医療救護体制	資料 124
8-10	被災宅地応急危険度判定フロー	資料 125
8-11	被災建築物応急危険度判定フロー	資料 126

## 第9節 様式関係

9-1	自衛隊災害派遣要請等関係様式	資料 127
9-2	山梨県消防防災航空隊出場要請様式	資料 129
9-3	山梨県緊急消防援助隊応援要請連絡様式	資料 130
9-4	相互応援協定に基づく応援出動要請様式	資料 131
9-5	災害報告取扱要領に基づく被害報告様式	資料 132
9-6	火災・災害等即報要領に基づく被害報告様式	資料 135
9-7	県指定に基づく被害報告様式	資料 141
9-8	各種救助に係る様式	資料 144
9-9	東海地震に関連する情報発表時の状況報告様式	資料 166
9-10	放送要請様式	資料 169
9-11	避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）	資料 170
9-12	災害救助用米穀の引渡要請書様式	資料 171
9-13	空中消火実施報告書	資料 172





1-2 道志村災害対策本部の業務分掌

部名	班名	部署	初動	応急	復旧	業務分掌
総務部	総務班	総務行政係				(1) 災害対策（警戒）本部の開設、運営に関する事 (2) 本部長・副本部長の秘書に関する事 (3) 災害対策の総合調整に関する事 (4) 職員の非常動員及び派遣に関する事 (5) 気象予警報・災害情報の収集・伝達に関する事 (6) 避難勧告等の発令に関する事 (7) 庁舎の被害調査及び応急対策に関する事 (8) 防災行政無線の通信統制に関する事 (9) 臨時ヘリポートの開設・管理に関する事 (10) 行方不明者の捜索に関する事 (11) 応急対策に要する物資資機材等の調達に関する事 (12) 災害対策用賃金職員の雇上げに関する事 (13) 県、防災関係機関との連絡調整に関する事 (14) 自治会・自主防災組織との連絡調整に関する事 (15) 県、市町村、関係団体への協力並びに応援要請に関する事 (16) 消防団の災害出動に関する事 (17) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 (18) 他部班への応援要請の総合調整に関する事
						(1) 職員の公務災害補償に関する事 (2) 災害視察・見舞者等の対応に関する事 (3) 災害救助法の適用申請に関する事
	情報班	税務係・財政係・出納係・議会事務局				(1) 来庁者の安全確保対策に関する事 (2) 被害状況の集約及び報告に関する事 (3) 住民・土地・家屋等の被害調査及び台帳の作成に関する事 (4) ライフライン（電気・電話・ガス）の被害調査について (5) 車両の集中管理、燃料の確保に関する事 (6) 緊急通行車両の確認申請に関する事 (7) 指定金融機関との連絡調整に関する事 (8) 村議会議員との連絡調整に関する事
						(1) 災害対策関係予算その他財務に関する事 (2) 災害対策経費の出納に関する事 (3) 義援金、見舞金の受付・保管に関する事 (4) 定例・臨時議会の調整に関する事 (5) 罹災証明書の発行に関する事
						(1) 村民税・固定資産税の減免措置及び相談に関する事

部名	班名	部署	初動	応急	復旧	業務分掌	
住民健康部	健康班	医療保健係				(1) 感染症の予防及び指導に関すること (2) 遺体の収容所(安置)に関すること (3) 被災住民に対する心のケア対策に関すること	
						(1) 妊産婦及び乳児の保健指導に関すること (2) 災害時における予防接種に関すること	
						(1) 国民健康保険料の減免措置に関すること	
		診療所				(1) 災害時の医療、助産に関すること (2) 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること (3) 医薬品、衛生材料の調達に関すること (4) 村外医療機関との連絡調整に関すること (5) 医師会への医療救護班の派遣要請に関すること (6) 富士・東部保健所への協力要請に関すること (7) 避難所への巡回診療の実施に関すること (8) 避難者の健康相談に関すること	
			住民福祉係				(1) 避難所、福祉避難所の開設、管理に関すること (2) 要配慮者の安否確認、支援に関すること (3) 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること (4) 学童保育児童の安全確保対策及び保護者への引き渡しに関すること (5) 学童保育所の被害調査及び応急対策に関すること (6) 日赤奉仕団に関すること (7) 炊き出しの実施に関すること (8) 住民の安否情報に関すること (9) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること (10) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (11) 社会福祉団体への協力要請に関すること (12) 遺体の埋火葬に関すること (13) 災害ボランティアセンターの開設協力、連絡調整に関すること (14) 要配慮者等の入所施設の確保、搬送に関すること
							(1) 災害時の学童保育の実施に関すること
					(1) 災害弔慰金、被災者生活再建支援金、義援金等の支給に関すること (2) 介護保険料の減免措置に関すること		
	保育所					(1) 保育児童の安全確保対策及び保護者への引き渡しに関すること (2) 保育所の被害調査及び応急対策に関すること	
					(1) 災害時の応急保育の実施に関すること (2) 災害時の保育給食に関すること		

部名	班名	部署	初動	応急	復旧	業務分掌	
産業振興部	産業班	産業創造係				<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救援物資集配拠点の開設・管理に関する事</li> <li>(2) 食品・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事</li> <li>(3) 観光客・帰宅困難者の安全確保に関する事</li> <li>(4) 公共施設の指定管理者との連絡調整に関する事</li> <li>(5) 富士東部農務事務所への協力要請に関する事</li> <li>(6) 農林水産業関係機関、団体との連絡調整に関する事</li> <li>(7) 観光協会・商工会との連絡調整に関する事</li> <li>(8) 農林水産物及び農林水産業施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(9) 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(10) 商工業の被害調査及び応急対策に関する事</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農林水産物及び農林水産業施設の復旧対策に関する事</li> <li>(2) 観光施設の復旧対策に関する事</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工業者、中小企業者への災害資金貸付等の相談に関する事</li> <li>(2) 農業者に対する融資に関する事</li> <li>(3) 被害農家の営農指導に関する事</li> </ul>	
		振興班	水源の郷振興係				<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急給水に関する事</li> <li>(2) 簡易水道施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(3) 仮設トイレの設置及び管理に関する事</li> <li>(4) 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(5) 村営住宅の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(6) 合併浄化槽の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(7) 緊急輸送道路の確保に関する事</li> <li>(8) 土砂災害危険箇所の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(9) 河川・堤防等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>(10) 建設業協会への協力要請に関する事</li> <li>(11) 富士東部建設事務所への協力要請に関する事</li> <li>(12) 大月都留広域事務組合との連絡調整に関する事</li> <li>(13) 災害廃棄物の収集・処理に関する事</li> <li>(14) 障害物の除去に関する事</li> <li>(15) ごみ、し尿の収集及び処理に関する事</li> <li>(16) 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>(17) 災害時における動物の保護等に関する事</li> <li>(18) 道路・橋梁等の復旧対策に関する事</li> <li>(19) 簡易水道施設の復旧対策に関する事</li> </ul>
						<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急仮設住宅の設置・管理に関する事</li> <li>(2) 水質の検査及び対策に関する事</li> <li>(3) 防疫対策（消毒）に関する事</li> </ul>	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害復旧建築に係る行政指導に関する事</li> </ul>	

部名	班名	部署	初動	応急	復旧	業務分掌
ふるさと振興部	政策班	総合政策係・広聴広報係				(1) 災害総合相談窓口に関すること (2) 被害状況に関する広報及び報道機関との連絡調整に関すること (3) 情報通信機器の点検・確保に関すること (4) 情報通信システム機能の確保に関すること
						(1) 国・県に対する陳情に関すること
						(1) 災害復興本部の開設、復興計画に関すること
教育部	教育班	総務係・学校教育係・社会教育係				(1) 県教育委員会への連絡調整に関すること (2) 児童・生徒の安全確保対策及び保護者への引き渡しに関すること (3) 学校教育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること (4) 社会教育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること (5) 社会体育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
						(1) 災害時の応急教育に関すること (2) 災害時の学校給食に関すること (3) 指定文化財等の被害調査及び応急対策に関すること
						(1) 被災児童・生徒の教科書、学用品の調達に関すること (2) 教育関係義援金品の受付・配布に関すること
消防部	—	消防団				(1) 消防及び水防活動に関すること (2) 住民への避難勧告・指示等の伝達及び避難誘導に関すること (3) 避難行動要支援者の避難支援に関すること (4) 被災者の救急・救助の協力に関すること (5) 被災状況の収集及び伝達の協力に関すること (6) 行方不明者及び遺体の捜索に関すること
各部共通						○ 避難所の開設協力に関すること ○ 他部班への応援に関すること ○ 部内の情報の収集・集約、本部長（情報班）への報告に関すること ○ 部内の所掌事務の進捗管理、部員の配置等の調整に関すること ○ 部員への本部長指令等の伝達に関すること
各班共通						○ 所掌事務に必要な情報の収集、災害記録に関すること ○ 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること ○ 所掌事務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○ 所管施設の保全及び利用者の安全確保に関すること ○ 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
業務開始目標時間			初動対応	災害の拡大を防止し、被災者を救出する時期で、地震発生後 72 時間以内		
			応急対応	被災者の救援、避難所生活の解消を図る時期で、初動対応後 1 週間以内		
			復旧対応	生活等を再建する時期で、応急対応後 1 ヶ月以内		

### 1-3 道志村災害対策本部の配備基準

本部	種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
	警戒配備	①注意報(大雨・洪水・大雪)が発表されたとき。 ②震度3の地震を観測したとき。	【措置内容】 最小限の人員をもって警戒体制をとる。  【対応事務】 ・気象情報の受伝達 ・本部長、副本部長等への報告	総務課 (1名以上) (宿日直)
	第1配備	①警報(大雨・洪水・暴風・大雪)が発表されたとき。 ②震度4の地震を観測したとき。 ③南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき。 ④富士山に噴火警報(火口周辺)噴火警戒レベル2が発表されたとき。	【措置内容】 災害関連情報の収集をはじめとする災害応急対策活動に着手するものとする。  【対応事務】 ・警戒配備に掲げる対応事務 ・村内パトロール、被害状況の収集・報告 ・被害発生予想区域の住民への情報伝達 ・要配慮者利用施設(社会福祉施設・学校・保育所・診療所)への連絡 ・避難準備対策(避難所開設)	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 (各課2名以上) ※配備要員以外は 自宅待機すること
災害警戒本部	第2配備	①小規模な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。 ②次のいずれかが発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ③震度5弱・強を観測したとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 ⑤富士山に噴火警報(火口周辺)噴火警戒レベル3が発表されたとき。	【措置内容】 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。  【対応事務】 ・第1配備に掲げる対応事務 ・災害警戒本部の設置 ・防災機関(警察・消防・県)への連絡 ・災害応急対策活動の方針の決定	総務課 住民健康課 産業振興課 ふるさと振興課 教育委員会 (各課4名以上) ※配備要員以外は 自宅待機すること
災害対策本部	第3配備	①大規模な災害が広範囲に発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ②特別警報(大雨・暴風・大雪)が発表されたとき。 ③震度6弱以上を観測したとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 ⑤富士山に噴火警報(居住地域)噴火警戒レベル4以上が発表されたとき。 ⑥その他、村長が必要と認めたとき。	【措置内容】 職員は自主的に参集し、速やかに災害応急対策活動を行う。  【対応事務】 ・第2配備に掲げる対応事務 ・災害対策本部の設置 ・広域応援要請の検討 ・救援物資、資機材の調達 ・災害応急対策活動の実施	全職員 (自動参集)

※配備要員は災害状況等により必要な場合は、村長及び所属長の指示で配備につくものとする。

## 1-4 避難勧告等の発令基準

避難情報等 (警戒レベル)	住民に求める行動	判断基準 (防災気象情報・現地情報等)
避難準備・ 高齢者等 避難開始 (警戒レベル 3)	要配慮者（高齢者・乳幼児等）など避難に時間のかかる人は避難を開始する。その他の人は避難の準備を整えるとともに、防災・気象情報に注意し、自発的に避難を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報(大雨・洪水・暴風・大雪)が発令されたとき。</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「警戒」(赤色)に到達したとき。</li> <li>・大雨警報(浸水害)の危険度分布「警戒」(赤色)に到達したとき。</li> <li>・洪水警報の危険度分布「警戒」(赤色)に到達したとき。</li> <li>・軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。</li> <li>・水防団待機水位(0.8m)を超え、氾濫注意水位(1.4m)に到達することが予想されるとき。</li> </ul>
避難勧告 (警戒レベル 4)	想定される災害に対応した指定緊急避難場所に速やかに避難を開始する。ただし、指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、屋内における安全確保をとる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発令されており、さらに記録的短時間大雨情報が発令されたとき。</li> <li>・土砂災害警戒情報が発令されたとき。</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「非常に危険」(薄紫色)に到達したとき。</li> <li>・大雨警報(浸水害)の危険度分布「非常に危険」(薄紫色)に到達したとき。</li> <li>・洪水警報の危険度分布「非常に危険」(薄紫色)に到達したとき。</li> <li>・土砂災害の前兆現象(山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等)が確認されたとき。</li> <li>・異常な漏水・浸食等が発見されたとき。</li> <li>・氾濫注意水位(1.4m)を超え、更に水位が上昇し、河川が氾濫する恐れがあるとき。</li> </ul>
避難指示 (緊急) (警戒レベル 4)	既に災害が発生しているにもかかわらず、極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、想定される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。ただし、指定緊急避難場所への避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な場所・建物等への避難や、屋内における安全確保をとる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報が発令されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> <li>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布「極めて危険」(濃紫色)に到達したとき。</li> <li>・大雨警報(浸水害)の危険度分布「極めて危険」(濃紫色)に到達したとき。</li> <li>・洪水警報の危険度分布「極めて危険」(濃紫色)に到達したとき。</li> <li>・避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要があるとき。</li> </ul>
災害発生情報 (警戒レベル 5)	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報(大雨・暴風・大雪・地震・火山)が発令されたとき。</li> <li>・河川が氾濫(決壊・越水)したとき。</li> <li>・土砂災害が発生したとき。</li> </ul>

※台風の接近など夜間から明け方にかけて上記の判断基準を満たすことが事前に予想されるときは、リードタイムを充分にとった上での避難情報の発令する。

## 1-5 防災関係機関一覧

### (1) 道志村

機関名	所在地	電話番号	FAX
道志村役場	道志村6181-1	0554-52-2111	0554-52-2572
水源の郷やまゆりセンター	道志村8990-1	0554-52-1020	0554-52-1022
道志村福祉センター	道志村7710	0554-52-1611	0554-52-1611
道志村福祉交流センターゆいのわ	道志村9334	0554-52-2072	0554-52-2089
道志村国民健康保険診療所	道志村7710	0554-52-2040	0554-52-2773
道志村国民健康保険歯科診療所	道志村7710	0554-52-2155	0554-52-2155
道志村保育所	道志村7779	0554-52-2239	0554-52-2239
道志小学校	道志村7568	0554-52-2013	0554-52-2469
道志中学校	道志村7568	0554-52-2036	0554-52-2296
道志村学童保育所どうしっこ	道志村7698	0554-52-1045	0554-52-1046
道志村学校給食センター	道志村7568	0554-52-2685	0554-52-2685
みなもと体験館道志・久保分校	道志村2167	0554-20-4688	0554-20-4689
道の駅どうし	道志村9745	0554-52-1811	0554-52-1810
道志の湯	道志村7501	0554-52-2384	-

### (2) 山梨県

機関名	所在地	電話番号	FAX
山梨県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1429
富士・東部地域県民センター	都留市田原2-13-43	0554-45-7800	0554-45-7804
富士・東部保健福祉事務所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	0555-24-9037
富士・東部林務環境事務所	都留市田原2-13-43	0554-45-7810	0554-45-7807
富士・東部農務事務所	都留市田原2-13-43	0554-45-7830	0554-45-7833
富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7800	0554-22-7818
富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9050	0555-24-9052

### (3) 指定行政機関・指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号	FAX
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7522	03-5253-7532
関東財務局 甲府財務事務所	甲府市丸の内1-1-18	055-253-2261	055-253-2245
関東農政局 山梨県拠点	甲府市丸の内1-1-18	055-254-6055	055-254-6008
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	甲府市宮前町7-7	055-253-1336	055-252-9935
東京管区气象台 (甲府地方气象台)	甲府市飯田4-7-29	055-222-9101	055-222-3784
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	055-252-5491	055-251-2591
関東運輸局 山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880	055-263-1418
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1	03-6238-1600	03-6238-1629
山梨労働局	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850	055-225-2780

#### (4) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号	FAX
東日本旅客鉄道(株)甲府地区センター	甲府市北口2-1-9	055-253-0116	-
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市青沼1-12-13	055-231-4542	055-221-6036
(株)NTTドコモ 山梨支店	甲府市丸の内2-31-3	055-236-1251	-
日本赤十字社 山梨県支部	甲府市池田1-6-1	055-251-6711	055-254-0351
日本放送協会 甲府放送局	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2148	-
中日本高速道路(株)八王子支社	東京都八王子市宇津木町231	042-691-1171	-
日本通運(株) 山梨支店	甲府市丸の内2-26-1	055-222-4102	-
東京電力パワーグリッド(株)大月支社	大月市御太刀2-2-14	0554-21-5631	0554-21-5321
道志郵便局	道志村8340	0554-52-2001	-

#### (5) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号	FAX
(株)山梨放送	甲府市北口2-6-10	055-231-3000	-
(株)テレビ山梨	甲府市湯田2-13-1	055-232-1114	-
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	055-228-1100	055-228-6669
山梨交通(株)	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811	055-228-8760
富士急行(株)	富士吉田市新西原5-2-1	0555-22-7101	-
富士急山梨バス(株) 本社営業所	富士河口湖町小立4837	0555-72-6877	0555-72-6876
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
(一社)日本コミュニティーガス協会 関東支部山梨県部会	甲府市若松町5-4	055-235-6211	-
(一社)山梨県エルピーガス協会	甲府市飯田1-4-4	055-228-4171	055-228-4173
山梨県医師会	甲府市德行5-13-5	055-226-1611	055-226-1614
山梨県道路公社	甲府市丸の内2-14-13	055-226-3835	055-226-3845

#### (6) 警察

機関名	所在地	電話番号	FAX
大月警察署	大月市大月町真木197-3	0554-22-0110	0554-22-0110
大月警察署 都留分庁舎	都留市下谷3-2-18	0554-45-0110	-
大月警察署 道志警察官駐在所	道志村8022	0554-52-2033	-

#### (7) 消防

機関名	所在地	電話番号	FAX
都留市消防本部	都留市上谷2-2-9	0554-43-2341	0554-45-1199
都留市消防署 道志出張所	道志村6254-1	0554-52-1119	-
山梨県東部消防指令センター	都留市上谷2-2-9	0554-45-0119	-

**(8) 自衛隊**

機関名	所在地	電話番号	FAX
陸上自衛隊 第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135	-

**(9) 市町村**

市町村名	所在地	電話番号	FAX
甲府市	甲府市丸の内1-18-1	055-237-1161	-
富士吉田市	富士吉田市下吉田1842	0555-22-1111	0555-22-0703
都留市	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111	0554-43-7992
山梨市	山梨市小原西955	0553-22-1111	0553-23-2800
大月市	大月市大月2-6-20	0554-22-2111	0554-23-1216
韮崎市	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	0551-22-8479
南アルプス市	南アルプス市小笠原376	055-282-1111	055-282-1112
北杜市	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111	0551-42-1122
甲斐市	甲斐市篠原2610	055-276-2111	055-276-7215
笛吹市	笛吹市石和町市部777	055-262-4111	055-262-4115
上野原市	上野原市上野原3832	0554-62-3111	0554-62-5333
甲州市	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-2111	0553-32-1818
中央市	中央市臼井阿原301-1	055-274-1111	055-274-7130
市川三郷町	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1101	055-272-2525
早川町	早川町高住758	0556-45-2511	0556-20-5000
身延町	身延町切石350	0556-42-2111	0556-42-2127
南部町	南部町福士28505-2	0556-66-2111	0556-66-2190
富士川町	富士川町天神中条1134	0556-22-1111	0556-22-3177
昭和町	昭和町押越542-2	055-275-2111	0556-275-2109
道志村	道志村6181-1	0554-52-2111	0554-52-2572
西桂町	西桂町小沼1501-1	0555-25-2121	0555-20-2015
忍野村	忍野村忍草1514	0555-84-3111	0555-84-3717
山中湖村	山中湖村山中237-1	0555-62-1111	0555-62-3088
鳴沢村	鳴沢村1575	0555-85-2311	0555-85-2461
富士河口湖町	富士河口湖町船津1700	0555-72-1111	0555-72-0969
小菅村	小菅村4698	0428-87-0111	0428-87-0933
丹波山村	丹波山村890	0428-88-0211	0428-88-0207

**(10) 事務組合**

機関名	所在地	電話番号	FAX
大月・都留広域事務組合	大月市初狩町中初狩3274	0554-20-2651	-

( 1 1 ) その他公共的団体、公共機関

機関名	所在地	電話番号	FAX
山梨県社会福祉協議会	甲府市北新1-2-12	055-254-8610	055-254-8614
山梨県ボランティア協会	甲府市丸の内2-14-13	055-228-3300	055-228-3300
都留医師会	都留市中央2-3-5	0554-45-3188	0554-45-5280
南都留森林組合	都留市法能404-13	0554-43-7455	-
道志村社会福祉協議会	道志村9334	0554-52-2072	-
道志村観光協会	道志村6894-4	0554-52-1414	-
道志村商工会	道志村6894-4	0554-52-2353	-
クレイン農業協同組合 道志支店	道志村7115	0554-52-2327	-
道志村漁業協同組合	道志村9240	0554-52-2966	-
横浜市水道局 水源林管理所	道志村9020	0554-52-2004	-

( 1 2 ) 村内建築・土木事業者

機関名	所在地	電話番号	建築	土木
渡建工業(株)	道志村9650	0554-52-2007		○
志村工業(株)	道志村7329	0554-52-2701		○
(株)佐藤工業所	道志村8209	0554-52-2131	○	○
(有)渡辺工務所	道志村9734	0554-52-2647		○
(有)佐藤設備	道志村6167	0554-52-2417		○
(有)坂本建設	道志村9536-1	0554-52-2706		○
(有)七里緑化	道志村7623	0554-52-2069		○
長田産業(株)	道志村11783	0554-52-2078	○	○
(有)池谷工務店	道志村10605	0554-52-2532	○	○
(有)平賀興業	道志村4229	0554-52-2058		○
(株)佐藤建築	道志村9762-1	0554-52-2929	○	

( 1 3 ) 村内水道・管工事業者

機関名	所在地	電話番号	水道	管工
渡建工業(株)	道志村9650	0554-52-2007	○	○
(株)佐藤工業所	道志村8209	0554-52-2131	○	○
(有)渡辺工務所	道志村9734	0554-52-2647	○	
(有)佐藤設備	道志村6167	0554-52-2417	○	○
長田産業(株)	道志村11783	0554-52-2078	○	○
(有)坂本建設	道志村9536-1	0554-52-2706	○	
(有)七里緑化	道志村7623	0554-52-2069		○

( 1 4 ) 一般廃棄物収集業者・浄化槽清掃業許可業者

機関名	所在地	電話番号	業種
(有)七里緑化	道志村7623	0554-52-2069	一般廃棄物収集
環境管理開発(株)	都留市四日市場23-1	0554-43-2471	し尿収集・清掃

## 1-6 医療機関一覧（基幹災害拠点病院等）

### （1）基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号（FAX）	診療科目
山梨県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	055-253-7111 (055-253-8011)	内、ア、リ、精、神内、小、外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯科

### （2）基幹災害支援病院

病院名	所在地	電話番号（FAX）	診療科目
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111 (055-273-7108)	内、消内、循内、呼内、腎内、神内、血・睡、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放診、放治、病診、臨検、救、歯科、麻疹
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-2222 (0555-73-1385)	内、呼、循、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血

### （3）地域災害拠点病院（富士・東部保健所管内）

病院名	所在地	電話番号（FAX）	診療科目
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111 (0555-22-6995)	内、精、神内、呼外、循内、小、外、整、形、脳、心血、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、形、救、リ、歯科
大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	0555-22-1251 (0555-22-3765)	内、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、麻、リハ

### （4）地域災害支援病院（富士・東部保健所管内）

病院名	所在地	電話番号（FAX）	診療科目
上野原市立病院	上野原市上野原3195	0554-62-5121 (0554-63-2469)	内、循内、小、外、肛外、整、形、脳、リハ、放、皮、泌、眼、耳、麻、神内、婦
都留市立病院	都留市つる5-1-55	0554-45-1811 (0554-45-2467)	内、小、外、整、形、脳、形、呼外、皮、泌、産眼、眼、耳、リハ

### （5）広域搬送拠点随時医療施設

名称	所在地	電話番号
小瀬スポーツ公園	甲府市小瀬町840	055-243-3111

(6) 感染症指定医療機関

区分	病院名	所在地	病床数	電話番号
第一種感染症 指定医療機関	山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	2床	055-253-7111
第二種感染症 指定医療機関	市立甲府病院	甲府市天神町11-35	6床	055-253-6131
	北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田3954	4床	0551-32-3221
	公益財団法人山梨厚生 会山梨厚生病院	山梨市落合860	4床	0553-23-1311
	峡南医療センター企業 団富士川病院	富士川町鯉沢町340-1	4床	0556-22-3135
	国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田6530	4床	0555-22-4111
	大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	4床	0554-45-2467
	山梨県立中央病院	甲府市富士見 1-1-1	2床	055-253-7111

※診療科目

内：内科、心内：心療内科、精：精神科、神：神経科、老神：老年精神科、神内：神経内科、呼：呼吸器内科、消：消化器科、消外：消化器外科、漢内：漢方内科、胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、循：循環器科、ア：アレルギー科、リ：リウマチ科、小：小児科、外：外科、整：整形外科、血外：血液外科、血：血管外科、血内：血液内科、血・腫：血液・腫瘍内科、形：形成外科、美：美容外科、脳：脳神経外科、呼外：呼吸器外科、心血：心臓血管外科、小外：小児外科、腎：腎臓内科、透内：人口透析内科、肝・消内：肝臓・消化器内科、乳外：乳腺外科、乳泌外：乳腺・内分泌外科、皮泌：皮膚泌尿器科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、性：性病科、肛：肛門科、肛外：肛門外科、産婦：産婦人科、産：産科、糖代内：糖尿病・代謝内科、糖内：糖尿病・内科、糖泌内：糖尿病：内分泌内科、内泌代：内分泌・代謝内科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻いんこう科、気：気管食道科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、放診：放射線診断科、放治：放射線治療科、病診：病理診断科、臨検：臨床検査科、救：救急科、歯：歯科、矯：矯正歯科、小歯：小児歯科、歯口：歯科口腔外科、麻：麻酔科、頭：耳：頭頸部・耳鼻咽喉科、内泌内：内分泌内科、内泌外：内分泌外科、代内：代謝内科

## 1-7 医療品等の保管場所一覧

### (1) 救急医薬品等保管場所

地区医師会	所在地	電話番号
甲府市医師会	甲府市太田町9-1 中北保健所	055-237-1381
中巨摩医師会	南アルプス市山寺35-4 中巨摩医師会事務局	055-283-3472
北巨摩医師会	韮崎市本町4-2-4 中北保健所峡北支所	0551-23-3074
東山梨医師会	山梨市下井尻126-1 峡東保健所	0553-20-2750
笛吹市医師会		
西八代郡医師会	西八代郡市川三郷町市川大門1235 溝部医院	055-272-0003
南巨摩郡医師会	南巨摩郡鰍沢町1806 峡南病院	0556-22-4411
	南巨摩郡身延町梅平2483 身延山病院	0556-62-1061
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21 富士北麓総合医療センター	0555-24-3747
都留医師会	都留市中央2-3-5 大戸内科医院	0554-45-3188
北都留医師会	大月市大月町花咲10 大月市総合福祉センター	0554-23-2001

### (2) ガスえそウマ抗毒素保管場所

名称	所在地	電話番号
(株)メディセオ山梨	中央市山之神流通団地北2	055-273-8911
東邦薬品(株)山梨営業部	甲府市德行4-13-30	055-228-7211
(公社) 富士五湖薬剤師会救急調剤薬局	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21	0555-21-1515

### (3) 医療機器販売業者

名称	所在地	電話番号
山梨県医療機器販売業協会	甲斐市篠原1945 (株)ムトウ山梨地内	055-276-5388
(株)伊東メディカル	南アルプス市野牛島1845-76	055-285-6698
協和医科器械(株)甲府支店	甲府市国母1-5-1	055-232-0010
(株)ムトウ山梨	甲斐市篠原1945	055-276-5388

### (4) 災害用医療救護活動備品配備一覧表 (富士・東部保健所)

備品名	担架 (台)	簡易ベッド (毛布付き) (台)	発電機 ・投光器 (台)	災害用救急 医療セット (3点セット) (組)	災害用救急 医療セット (携帯型) (組)
数量	7	12	各1	2	6

## 第2節 防災施設・設備関係

### 2-1 災害対策本部施設（代替庁舎）一覧

優先 順位	施設名	所在地	電話番号	衛星携 帯電話	非常用 発電機	防災 備蓄
1	道志村役場	道志村 6181-1	0554-52-2111	○	○	○
2	水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	0554-52-1020	○	○	○
3	都留市消防署 道志出張所	道志村 6254-1	0554-52-1119	○	○	○

### 2-2 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧

#### (1) 指定避難所・指定緊急避難場所

施設名	所在地	収容 人数 (人)	延床 面積 (㎡)	指定 避難所 との重 複	想定する災害						避難 想定 区分
					洪 水	地 震	土砂災害		大 規 模 火 災	火 山 噴 火	
							急 傾 斜 地	土 石 流			
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	186	560	○	○	○	○	○	○	○	月夜野～大室指
道志体育館	道志村 5596	256	769	○	○	○	×	×	○	○	椿～馬場
道志村中央公民館	道志村 6181-5	216	650	○	○	○	○	○	○	○	村内全域
道志小学校	道志村 7568	724	2173	○	○	○	○	○	○	○	竹之本～西和出村
道志中学校	道志村 7568	663	1989	○	○	○	○	○	○	○	竹之本～西和出村
道志小中学校体育館	道志村 7568	387	1161	○	○	○	×	○	○	○	竹之本～西和出村
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	288	864	○	○	○	○	○	○	○	谷相～上中山
唐沢体育館	道志村 8991	265	797	○	○	○	×	○	○	○	谷相～上中山
善之木コミュニティセンター	道志村 11125	68	205	○	○	○	×	○	○	○	善之木～長又
善之木体育館	道志村 11125	239	710	○	○	○	○	○	○	○	善之木～長又

※収容人数は、1人当たり3㎡とする。

#### (2) 福祉避難所

施設名	所在地	収容 人数 (人)	延床 面積 (㎡)	想定する災害						避難 想定 区分	
				洪 水	地 震	土砂災害		大 規 模 火 災	火 山 噴 火		
						急 傾 斜 地	土 石 流				
道志村福祉センター	道志村 7710	148	595	○	○	○	○	○	○	○	高齢者・要介護者
道志村保育所	道志村 7779	123	492	○	○	×	○	○	○	○	乳幼児・幼児・妊婦

※収容人数は、1人当たり4㎡とする。

### (3) 予備避難所

施設名	所在地	収容 人数 (人)	延床 面積 (㎡)	想定する災害						避難 想定 区分
				洪 水	地 震	土砂災害		大 規 事 火 災	火 山 噴 火	
						急 傾 斜 地	土 石 流			
月夜野地区公民館	道志村 364	38	115	○	×	×	○	○	○	月夜野
消防団第1分団詰所(月夜野)	道志村 365-2	25	75	○	○	○	○	○	○	月夜野
大渡防災コミュニティセンター	道志村 1187-1	16	50	○	○	○	○	○	○	大渡
野原防災コミュニティセンター	道志村 1750	15	45	○	○	○	○	○	○	野原
道志村集いの家	道志村 5737	65	196	○	○	×	×	○	○	馬場
和出村地区公民館	道志村 7128	54	163	○	×	×	×	○	○	東・西和出村
道志の湯	道志村 7501	168	506	○	○	×	×	○	○	室久保
道志村学童保育所どうしっこ	道志村 7698	41	123	○	○	○	○	○	○	東・西和出村
道志村スポーツプラザ屋内プール	道志村 7605	405	1215	○	○	×	○	○	○	東・西和出村
川原畑生活改善センター	道志村 8350	58	175	○	×	○	×	○	○	川原畑
道志村交流活動センター	道志村 9012	142	428	○	○	○	○	○	○	神地
道志村福祉交流センターゆいのわ	道志村 9334	78	234	○	○	○	○	○	○	神地
神地地区林業集会場	道志村 9648	52	158	○	×	×	○	○	○	神地
道の駅どうし	道志村 9745	228	684	○	○	○	○	○	○	神地(帰宅困難者)
長又自主防災会活動拠点施設	道志村 12361-2	11	33	○	○	○	○	○	○	長又

※収容人数は、1人当たり3㎡とする。

### (4) 一時避難場所

地区名	避難地名称	グラウンド・公園等	
		面積 (㎡)	1人/10㎡
月夜野	旧ラバ工場の下	350	35
大渡	大渡バス停	600	60
野原	タンポポの前	500	50
久保	みなもと体験館グラウンド	1,520	152
笹久根	笹久根バス停	250	25
大室指	大室神社	300	30
大室指	大室指バス停前	752	75
小椿	伊謝波神社	500	50
大椿	椿荘駐車場	439	43
小善地	小善地バス停横広場	1,210	121
大栗	富士見荘駐車場	755	75

地区名	避難地名称	グラウンド・公園等	
		面積 (m <sup>2</sup> )	1人/10m <sup>2</sup>
馬場	旧道志小学校グラウンド	3,243	324
馬場	道志村集いの家グラウンド	1,000	100
竹之本	道志村役場駐車場	1,210	121
東和出村	朝日屋の前	600	60
西和出村	新津商店前	500	50
西和出村	道志村民グラウンド	11,106	1,111
谷相	道志村保育所グラウンド	2,310	231
川原畑・大指	熊野八幡神社	722	72
釜之前	水源の郷やまゆりセンター駐車場	4,638	464
東神地	道志村交流活動センター駐車場	2,000	200
東神地	北の勢堂前	600	60
中神地	東村宅前	300	30
下中山・上中山	道の駅どうし駐車場	10,516	1,052
下善之木	丸杉荘の前	1,060	106
上善之木	屋敷の前	580	58
川村	井戸尻の前	510	51
板橋	善之木コミュニティセンター駐車場	2,644	264
下白井平	山光荘前	1,350	135
上白井平	御正橋駐車場	225	22
長又	中村荘前	566	56

## 2-3 防災備蓄倉庫・備蓄品一覧

### (1) 防災備蓄倉庫

施設名	所在地	整備年度	構造	面積
防災備蓄倉庫（第1分団詰所（月夜野））	道志村 365-2	平成9年度	鉄骨造	16.2 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（大渡防災コミュニティセンター）	道志村 1186	平成27年度	軽量鉄骨造	9.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（野原防災コミュニティセンター）	道志村 1750-1	平成28年度	軽量鉄骨造	7.6 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（みなもと体験館）	道志村 2159	平成19年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（道志体育館）	道志村 5618-2	平成17年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（役場書庫）	道志村 6254-1	平成16年度	軽量鉄骨造	92.5 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（道志の湯）	道志村 7501	平成25年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（道志小中学校）	道志村 7566	平成17年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（道志村国民健康保険診療所）	道志村 7710	平成24年度	木造	6.6 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（道志村保育所）	道志村 7779	平成24年度	木造	7.4 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（水源の郷やまゆりセンター）	道志村 8990-1	平成19年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（道の駅どうし）	道志村 9745	平成19年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（善之木コミュニティセンター）	道志村 11125	平成18年度	木造	16.5 m <sup>2</sup>
防災備蓄倉庫（長又地区矢の根神社）	道志村 12360-1	平成25年度	軽量鉄骨造	8.9 m <sup>2</sup>

### (2) 防災備蓄品

番号	品名・項目	数量	単位	番号	品名・項目	数量	単位
1	アルファ米（わかめ御飯）	4000	食	19	防災マット	120	枚
2	アルファ米（五目御飯）	4000	食	20	圧縮パック肌着セット	500	式
3	ソフトパン（プレーン）	1920	食	21	防滴ラジオライト	44	個
4	缶入りカンパン	1200	食	22	LED ランタン	24	個
5	ライスクッキー（プレーン）	1200	食	23	防滴メガホン	13	個
6	粉ミルク はいはい	8	缶	24	発電機（インバーター付き）	15	台
7	液体ミルク	120	缶	25	投光器	13	台
8	使い捨て哺乳瓶	150	個	26	コードリール	13	個
9	ミネラルウォーター（500ml）	3120	本	27	石油ストーブ	19	台
10	抗菌ウォータータンク（16・10L）	622	個	28	ガソリン携行缶（20L）	13	個
11	塩（1kg）	23	袋	29	スコップ	44	個
12	まき（5kg）	67	箱	30	大人用オムツ	119	袋
13	防災かまどセット	12	式	31	幼児用オムツ	163	袋
14	災害多人数救急セット	17	式	32	折畳便器	24	個
15	担架	13	台	33	簡易トイレ組織用セット	26	式
16	圧縮パック毛布	776	枚	34	トイレ用テント	24	式
17	間仕切りテント	60	個	35	軍手	1310	双
18	畳マット	20	式	36	衛生手袋	37	箱

番号	品名・項目	数量	単位
37	サージカルマスク	52	箱
38	防塵マスク	38	箱
39	ナプキン	29	個
40	トイレットペーパー	30	箱
41	箱ティッシュ	47	箱
42	ウエットティッシュ	270	個
43	おしりふき	37	個
44	歯ブラシ	900	本
45	歯磨き粉	180	個

番号	品名・項目	数量	単位
46	耳栓	900	個
47	ペットフード	48	缶
48	段ボール間仕切り (県)	60	式
49	段ボールベッド (県)	60	式
50	空気清浄機 (県)	10	台
51			
52			
53			
54			

令和3年3月31日時点

### (3) 衛生・防疫関係備蓄品

番号	品名・項目	数量	単位
1	サージカルマスク	209	箱
2	立体マスク	22	箱
3	N95マスク	84	箱
4	マイクロガード2000B (M・L・XL)	100	着
5	緊急防護セット (M・L)	13	着
6	アイソレーションガウン	336	個
7	フェイスガード	20	個
8	フェイスシールド	70	個
9	ヘアキャップ	200	個
10	ゴーグル	71	個
11	ハイター (600ml・1.5L)	10	本
12	消毒用エタノール (500ml・5L)	43	本
13	クレベリンS (300ml)	8	本
14	石鹼シャボネット (1L・5L)	4	個

番号	品名・項目	数量	単位
15	ヒビスコール (1L)	5	本
16	エタハンドローション (500ml)	170	本
17	サラヤンジェル (60ml・250ml)	585	本
18	ディスポ手袋 (M・L)	8	箱
19	ラテックスロング手袋 (M・L)	8	箱
20	ニトル手袋 (M・L)	10	箱
21	シューズカバー	10	個
22	清掃用ペーパータオル	270	個
23	ビニール袋 (30L・90L)	34	個
24	バケツ (15L・85L)	7	個
25	遺体収容袋	40	袋
26	環境衛生用煙霧消毒機	11	台
27	水性煙霧剤 D.P.F	10	缶

令和3年3月31日時点

## 2-4 非常用発電設備整備施設一覧

施設名	出力	燃料タンク	燃料消費量	連続発電	整備年度
道志村役場	50KVA	190L (軽油)	21.4L/h	8.8時間	平成16年度
道志村国民健康保険診療所	50KVA	190L (軽油)	21.4L/h	8.8時間	平成25年度
水源の郷やまゆりセンター	50KVA	190L (軽油)	21.4L/h	8.8時間	平成25年度
道の駅どうし	58KVA	190L (軽油)	17.7L/h	10.7時間	平成25年度
都留市消防署 道志出張所	5KVA	198L (軽油)	2.07L/h	95.6時間	平成26年度

## 2-5 AED (自動体外式除細動器) 整備施設一覧

区分	施設名	所在地
庁舎関係	道志村役場	道志村 6181-1
	水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1
医療・福祉関係	道志村国民健康保険診療所	道志村 7710
	道志村福祉センター (道志茶屋)	道志村 7710
	道志村福祉交流センターゆいのわ	道志村 9334
消防関係	都留市消防署 道志出張所	道志村 6254-1
	道志村消防団第6分団車庫(板橋)	道志村 11124
	道志村消防団第6分団車庫(長又)	道志村 12307-1
教育・保育関係	道志小学校	道志村 7568
	道志中学校 (職員室/小中学校体育館)	道志村 7568
	道志保育所	道志村 7779
	道志村学童保育所どうしっこ	道志村 7698
その他施設関係	横浜市水道局 水源林管理所	道志村 9020
	みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167
	道志の湯	道志村 7501
	道の駅どうし	道志村 9745
	JAクレイン 道志出張所	道志村 7108

## 2-6 救援物資集配拠点施設一覧

施設名	所在地	電話番号
道の駅どうし	道志村 9745	0554-52-1811
道志小・中学校	道志村 7568	0554-52-2013 (道志小学校) 0554-52-2036 (道志中学校)

## 2-7 緊急消防援助隊・自衛隊受入拠点施設一覧

施設名	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
道の駅どうし	道志村 9745	0554-52-1811	11,277	647
道志森のコテージ	道志村 7895 内 21	0554-52-2278	15,972	433 (13 棟)
道志村交流活動センター	道志村 9012	-	3,400	428

## 2-8 炊き出し・応急給水施設一覧

施設名	所在地	最大供給量	供給地域
道志村給食センター	道志村 7568	500 人分/日	村内全域
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	300 人分/日	月夜野～大室指
道志小・中学校	道志村 7568	300 人分/日	椿～和出村
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	300 人分/日	谷相～上中山
善之木コミュニティセンター	道志村 11125	300 人分/日	下善之木～長又

## 2-9 応急仮設住宅建設候補地一覧

### (1) 応急仮設住宅建設候補地

施設名	所在地	面積 (㎡)	想定建設戸数
グリーンロッジスポーツ広場	道志村 9265-54	5,200	32
道志村民グラウンド	道志村 7535	8,100	32

### (2) 応急仮設住宅準建設候補地

施設名	所在地	面積 (㎡)	備考
旧道志小学校グラウンド	道志村 5596	2,700	土砂災害警戒区域
善之木コミュニティセンターグラウンド	道志村 11125	2,800	土砂災害警戒区域

※「準建設候補地」とは現時点では、某かの問題や支障により建設候補地として選定できないが、支障となっている事項が解決されれば建設候補地として選定できる場所

## 2-10 遺体収容(安置)所一覧

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	最大収容数 (人)
道志村集いの家	道志村 5737	196	65
和出村地区公民館	道志村 7128	162	54
川原畑生活改善センター	道志村 8350	175	58
道志村交流活動センター	道志村 9012	428	142
神地地区林業集会場	道志村 9648	158	52

## 2-1-1 火葬施設一覧(富士・東部保健所管内)

施設名	所在地	電話番号	最大火葬数
都留市火葬場ゆうきゅうの丘つる	都留市下谷 2523	0554-45-0065	7/日
富士五湖広域行政組合 富士五湖聖苑	富士河口湖町船津 6663-1	0555-20-9300	8/日
大月市営火葬場	大月市大月町花咲 1569	0554-22-0653	5/日
上野原市葬祭場	上野原市上野原 3360	0554-62-5573	4/日

## 2-1-2 災害廃棄物・障害物仮置場一覧

施設名	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )
林間広場	道志村 7518-1	11,000

## 2-1-3 ごみ焼却施設一覧

施設名	所在地	電話番号	処理規模
大月都留広域事務組合 まるたの森クリーンセンター	大月市初狩町中初狩 3274	0554-20-2651	104 t / 日

## 2-1-4 し尿処理施設一覧

施設名	所在地	電話番号	処理規模
大月都留広域事務組合 まるたの森クリーンセンター	大月市初狩町中初狩 3274	0554-20-2651	92 kl / 日
青木ヶ原衛生センター	富士河口湖町精進 514	0555-85-2277	50 kl / 日

## 2-15 簡易水道施設一覽

### (1) 簡易水道施設

施設名	所在地	構造	面積 (㎡)	整備年度
大渡浄水棟	道志村 1406	鉄骨造	99.00	平成 13 年度
大室指滅菌室	道志村 3064	鉄骨造	2.25	平成 3 年度
長幡第 1 浄水棟 (矢倉沢)	道志村 6750 乙	鉄骨造	91.00	平成 3 年度
長幡第 1 配水棟 (矢倉沢)	道志村 6750	鉄骨造	6.25	昭和 50 年度
長幡第 2 配水棟 (旧)	道志村 5508	鉄骨造	6.25	昭和 50 年度
長幡第 2 井戸ポンプ室 (旧)	道志村 5535-1	-	2.25	平成 9 年度
長幡第 2 浄水棟 (新)	道志村 5440	鉄骨造	88.00	平成 27 年度
長幡第 2 増圧ポンプ室 No. 1 (新)	道志村 5944-2	-	14.00	平成 27 年度
長幡第 2 増圧ポンプ室 No. 2 (新)	道志村 5904-3	-	4.99	平成 27 年度
川原畑配水棟	道志村 8460	鉄骨造	6.25	昭和 42 年度
神地浄水棟	道志村 9045	R C 造	136.6	平成 20 年度
神地増圧ポンプ室 1	道志村 9705	-	2.70	平成 22 年度
神地増圧ポンプ室 2	道志村 10154	-	2.70	平成 22 年度
板橋配水棟	道志村 11382	鉄骨造	6.25	昭和 47 年度
白井平配水棟	道志村 12130	鉄骨造	6.25	昭和 46 年度

### (2) 配水池

施設名	所在地	構造	容量 (m <sup>3</sup> )	給水地区	整備年度
大渡配水地	道志村 1482	R C 造	180	久保～月夜野	平成 10 年度
大室指配水池	道志村 3064	〃	64	大室指	昭和 64 年度
長幡第 1 配水池	道志村 6750 乙	〃	81	西和出村～竹之本	昭和 52 年度
長幡第 2 配水池 (旧)	道志村 5508	〃	73.66	馬場～椿	昭和 52 年度
長幡第 2 配水池 (新)	道志村 5541	〃	180	馬場～椿	平成 27 年度
川原畑配水池	道志村 8460	〃	64	釜之前～谷相	平成 20 年度
神地配水池	道志村 9045	〃	144	上中山～東神地	平成 20 年度
板橋配水池	道志村 11382	〃	72	板橋～下善之木	昭和 48 年度
白井平配水池	道志村 12130	〃	55.2	長又～下白井平	昭和 46 年度

### (3) 簡易水道設備

給水区	管種	用途	延長 (m)	備考
白井平給水区	硬質塩化ビニル管	導水管	633	50mm=633m
		配水管	4,669	100mm=3,444m 75mm=1,225m
板橋・善之木 給水区	鋳鉄管	配水管	160	100mm=160m
	硬質塩化ビニル管	導水管	550	50mm=550m
		配水管	2,507	125mm=155m 100mm=1,579m 75mm=773m
ポリエチレン管	導水管	1,870	40mm=1,870m	
神地・川原畑 給水区 (神地地区)	鋼管	配水管	148	100mm=148m
	硬質塩化ビニル管	配水管	6,554.9	150mm=1884.9m 100mm=1652.1m 75mm=1773.6m 50mm=1229.2m 30mm=15.1m
		ポリエチレン管	導水管	300
	配水管		241	30mm=106.2m 25mm=134.8m
神地・川原畑 給水区 (川原畑地区)	硬質塩化ビニル管	導水管	10	75mm=10m
		配水管	2,475	150mm=445m 75mm=2,030m
長幡第1給水区	鋼管	送水管	12	50mm=12m
		配水管	155	125mm=14m 75mm=141m
	硬質塩化ビニル管	導水管	350	75mm=350m
		配水管	3,415	125mm=774m 100mm=862m 75mm=1,779m
長幡第2給水区	鋳鉄管	導水管	7.9	150mm=7.9m
	ポリエチレン管	導水管	285.9	100mm=285.9m
		送水管	16	100mm=16m
		配水管	3,203	150mm=1,562m 100mm=419m 75mm=1,112m 50mm=170m
	硬質塩化ビニル管	導水管	12	65mm=12m
		配水管	6,505	150mm=101m 100mm=4,302m 75mm=600m 50mm=1,502m
久保・月夜野 給水区	鋳鉄管	送水管	423	75mm=423m
		配水管	450	75~100mm=450m
	硬質塩化ビニル管	配水管	2,838	50~100mm=2,838m
	ポリエチレン管	導水管	1,775	75mm=1,775m
		配水管	1,860	75~100mm=1,860m
合計			41,426	

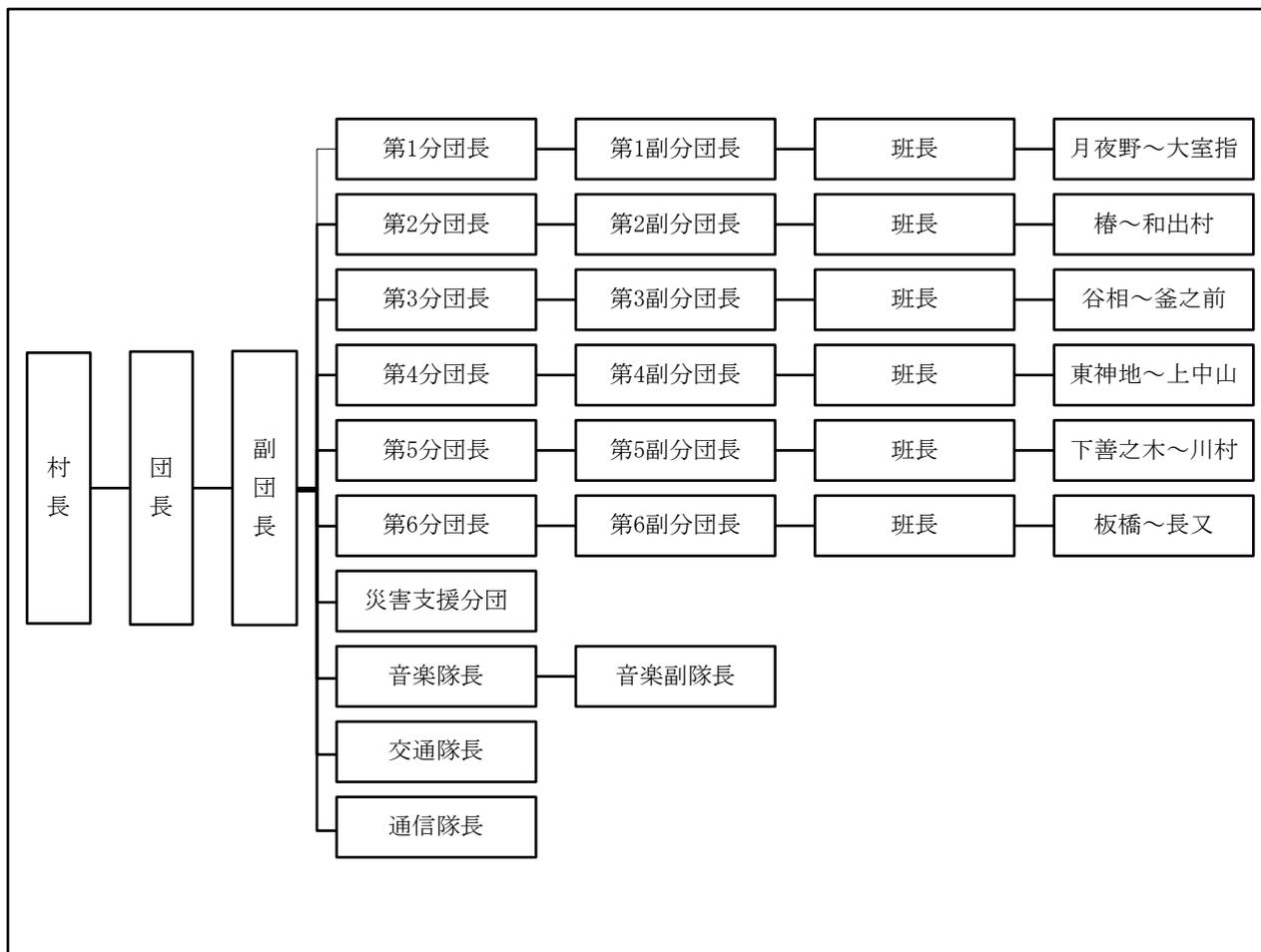
### 2-16 合併浄化槽施設一覧

種別	5 人槽	6~7 人槽	8~10 人槽	11~15 人槽	16~20 人槽	21~25 人槽	26~30 人槽	31~40 人槽	41~50 人槽	合計
整備数量	136	302	93	6	8	11	9	13	12	590

令和3年3月31日時点

### 第3節 消防施設・設備関係

#### 3-1 消防団の組織編成



#### 3-2 消防施設・設備一覧

##### (1) 消防施設・設備の概況

消防団				消防水利			
消防団数	分団数	(水防団員兼務) 団員数	小型ポンプ付 積載車	(公設) 消火栓	耐震性貯水槽・防火水槽		
					40 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>
1	7	166	11	159	42	22	5

令和3年3月31日時点

## (2) 常備消防施設

施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	整備年度
都留市消防署 道志出張所	道志村 6254-1	鉄骨造	250.68	平成 22 年度

## (3) 常備消防車両

車両名	所在地	車両番号	整備年度
救急車 (トヨタ CBF-TRH226S)	道志村 6254-1	富士山 811 た 119	平成 26 年度
消防車 (日野 BDG-XZU378)	道志村 6254-1	富士山 810 や 119	平成 23 年度
消防指令車 (三菱デリカ DBA-CV5W)	道志村 6254-1	富士山 800 さ 681	令和元年度

## (4) 非常備消防施設

施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)	整備年度
第 1 分団詰所 (月夜野)	道志村 365-2	鉄骨造	75.32	平成 9 年度
第 1 分団詰所 (久保)	道志村 2,162-1	鉄骨造	75.32	平成 13 年度
第 2 分団車庫 (椿)	道志村 4,113	鉄骨造 (軽量)	30.70	平成 19 年度
第 2 分団詰所 (馬場)	道志村 5,724	鉄骨造	26.19	昭和 57 年度
第 2 分団車庫 (戸渡)	道志村 6,647	コンクリートブロック造	21.00	昭和 52 年度
第 3 分団詰所 (川原畑)	道志村 8,355-1	鉄骨造	81.14	平成 7 年度
第 4 分団詰所 (神地)	道志村 9,542-1	鉄骨造	75.32	平成 12 年度
第 5 分団車庫 (善之木)	道志村 10,515-1	鉄骨造 (軽量)	20.56	平成 26 年度
第 6 分団車庫 (板橋)	道志村 11,124	鉄骨造 (軽量)	20.56	平成 23 年度
第 6 分団車庫 (白井平)	道志村 12,047-3	鉄筋コンクリート造	30.18	昭和 47 年度
第 6 分団車庫 (長又)	道志村 12,370-1	鉄骨造 (軽量)	20.56	平成 19 年度

## (5) 非常備消防車両

車両名	車両番号	整備年度
小型ポンプ付き積載車 (軽) (月夜野)	富士山 880 あ 50	平成 24 年度
小型ポンプ付き積載車 (久保)	山梨 800 さ 6317	平成 16 年度
小型ポンプ付き積載車 (椿)	富士山 800 さ 262	平成 24 年度
小型ポンプ付き積載車 (馬場)	山梨 800 さ 6848	平成 17 年度
小型ポンプ付き積載車 (軽) (戸渡)	山梨 880 あ 215	平成 18 年度
小型ポンプ付き積載車 (川原畑)	山梨 800 さ 6318	平成 16 年度
小型ポンプ付き積載車 (神地)	山梨 800 さ 6850	平成 17 年度
小型ポンプ付き積載車 (善之木)	山梨 800 さ 7963	平成 18 年度
小型ポンプ付き積載車 (軽) (板橋)	富士山 880 あ 51	平成 24 年度
小型ポンプ付き積載車 (白井平)	山梨 800 さ 5395	平成 15 年度
小型ポンプ・救助用資機材付積載車 (軽) (長又)	富士山 880 あ 131	令和元年度

### 3-3 耐震性貯水槽・防火水槽一覧

番号	所在地	種別 (㎡)	整備 年度	耐 震
1	旧ラバ工場跡地	40	昭和52	
2	道志村286番地	40	昭和57	
3	旧消防団詰所跡地	40	平成1	
4	神ノ川有料駐車場内	60	平成12	○
5	大渡バス停国道反対側	60	平成15	○
6	電柱No,久保191	40	昭和61	
7	モック犬橋入口	40	昭和58	
8	電柱No,久保47	60	平成25	○
9	電柱No,久保51	40	平成12	○
10	みなもと体育館	100	平成7	○
11	円福寺駐車場	60	平成12	○
12	久保縫製工場駐車場	40	昭和60	
13	国道脇倉庫前	40	昭和45	
14	国道脇空き地	40	平成2	
15	大室指バス停	40	昭和45	
16	電柱No,久保265	60	平成25	○
17	旧消防団詰所	40	昭和52	
18	電柱No,久保123	60	平成7	○
19	佐藤宅国道反対側	40	平成2	
20	西川橋付近	40	昭和63	
21	倉庫	60	平成23	○
22	電柱No,小善地22	40	昭和56	
23	民宿富士見荘駐車場	40	昭和61	
24	旧道志村小学校グラウンド	100	平成10	○
25	旧道志村小学校グラウンド	40	昭和50	
26	(有)オム 駐車場	40	昭和53	
27	道志館駐車場	40	平成3	
28	山口宅畑内	40	昭和61	
29	電柱No小善地84	100	平成8	○
30	スギモトデンキ西側	40	昭和59	
31	電柱No小善地115	40	昭和56	
32	佐藤宅倉庫横	40	昭和41	
33	貴純駐車場	60	平成23	○
34	民宿光荘入口	40	昭和56	
35	林間広場入口	100	平成26	○

番号	所在地	種別 (㎡)	整備 年度	耐 震
36	山口宅倉庫前	60	平成26	○
37	道志保育所 西側	60	平成15	○
38	佐藤工業所	40	昭和59	
39	道志村駐在所	40	昭和54	
40	熊野八幡神社	40	昭和62	
41	国道沿い倉庫前	40	平成1	
42	佐藤宅国道反対側	40	昭和46	
43	佐藤宅横空き地	60	平成27	○
44	やまゆりセンター下駐車場	40	平成2	
45	山口宅庭	40	平成5	
46	山口宅南側畑内	40	昭和46	
47	山口建築設計事務所	40	昭和58	
48	道志村交流活動センター	60	平成27	○
49	山口電気倉庫 西側	40	昭和57	
50	坂本建設横空き地	40	昭和43	
51	道の駅どうし 駐車場	60	平成9	○
52	神地農村公園	40	昭和60	
53	杉本宅南側	60	平成13	○
54	山荘水之元	60	平成27	○
55	池谷宅入口畑内	60	平成25	○
56	池谷宅前空き地	40	昭和51	
57	池谷工務店資機材置場	40	昭和44	
58	口論橋西側	40	昭和54	
59	善之木コミュニティセンター	100	平成8	○
60	板橋国道沿	40	昭和59	
61	長田宅駐車場	40	昭和51	
62	丸水荘南東側	40	昭和55	
63	水越宅駐車場	60	平成23	○
64	松ぼっくり駐車場	60	平成13	○
65	池谷宅国道反対側	60	平成6	○
66	国道沿い倉庫横	40	昭和46	
67	陶工房道入口	60	平成30	○
68	山荘やま喜イイダ付近	60	平成30	○
69	道志の湯別荘地付近	60	平成31	○

## 第4節 輸送・通信関係

### 4-1 県指定緊急輸送道路一覧

区分	道路種別	路線名	起終点	延長(km)
第一次緊急輸送道路	一般国道	国道413号	県内全線	32.8
	高速自動車国道	中央自動車(道富士吉田線)	県内全線	43.9
	その他有料道路	東富士五湖道路	県内全線	16.0
第二次緊急輸送道路	主要地方道	県道24号(都留道志線)	県内全線	15.7

### 4-2 避難路一覧

#### (1) 一次避難路(一般国道・主要地方道)

道路種別	路線名	起終点	延長(km)
一般国道	国道413号	県内全線	32.8
主要地方道	県道24号(都留道志線)	県内全線	15.7

#### (2) 二次避難路(村道)

路線番号	路線名	延長(m)	面積(m <sup>2</sup> )	舗装(m <sup>2</sup> )
1	村道久保・秋山線	2,200	9,699	9,469
2	村道谷相・池の原線	521	2,370	2,370
51	村道月夜野線	890	3,555	3,555
52	村道中入・小善地線	1,785	8,316	8,316
53	村道馬場線	516	2,141	2,141
54	村道戸渡・谷相線	761	3,394	3,394
55	村道室久保線	4,588	24,139	14,855
56	村道吉原線	104	501	501
101	村道月夜野・秋山線	2,296	3,451	-
102	村道月夜野環状線	474	1,543	1,543
103	村道下ばけ線	60	165	165
104	村道西原線	117	371	371
105	村道宮ノ沢・子ツ沢線	157	840	212
106	村道大渡線	148	392	392
107	村道大渡中線	248	620	38
108	村道向平線	241	527	184
109	村道久保西線	92	238	149
110	村道笹久根線	407	1,661	1,624
111	村道七滝線	742	3,369	3,369
112	村道大室指線	525	2,252	2,252
114	村道大羽根線	453	739	-
116	村道大椿線	403	1,191	903
117	村道椿・椿沢線	326	750	371
119	村道湯本線	229	567	262
120	村道荒井沢線	137	424	22
121	村道大栗・赤倉沢線	1,572	3,448	983
122	村道大栗線	40	122	122
123	村道馬場内央線	99	226	178
124	村道細入・馬場線	553	849	-
125	村道田代線	564	2,383	919
126	村道竹之本・宮の沢線	373	1,386	1,386
127	村道竹之本線	101	281	119
128	村道大川戸線	64	166	28
129	村道向原線	247	920	920
131	村道の場線	104	360	212
133	村道御堂沢線	244	1,037	556
134	村道大久保線	867	1,753	284
135	村道岩瀬・谷相線	808	3,430	3,430

路線 番号	路線名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	舗装 (m <sup>2</sup> )
136	村道御岳線	137	622	622
137	村道境沢線	60	271	271
138	村道葺沢線	782	2,230	-
139	村道池之原線	178	985	985
140	村道中尾線	160	568	568
141	村道小室久保線	45	173	173
142	村道下村線	85	261	261
143	村道寺ノ下・大指線	299	1,155	1,155
144	村道宮ノ沢線	522	1,541	18
145	村道菜畑線	3,472	13,880	13,626
146	村道釜の前・野竹沢線	1,152	4,172	4,172
147	村道馬橋線	87	389	389
148	村道滝原線	720	2,560	2,560
149	村道下石原線	222	466	59
150	村道石原線	477	1,696	1,247
152	村道平久住線	325	1,102	840
153	村道山奥線	238	533	-
154	村道登坂線	307	599	141
155	村道神地・道坂線	292	551	-
156	村道宮の上線	357	563	-
157	村道道坂線	345	1,030	840
158	村道神地沢線	441	816	-
159	村道下中山線	367	611	12
160	村道神地向線	337	1,121	1,121
161	村道ムジナ線	679	2,568	2,568
162	村道向山線	925	3,476	-
163	村道奥三ヶ瀬線	900	3,404	1,461
164	村道中山・三ヶ瀬線	970	4,492	4,492
165	村道善之木・三ヶ瀬線	746	3,771	3,771
166	村道下善之木線	99	182	-

路線 番号	路線名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	舗装 (m <sup>2</sup> )
167	村道善之木・水の元線	311	1,054	1,054
168	村道津島神社線	26	113	113
169	村道草久保線	103	271	271
170	村道板橋線	703	2,233	2,233
171	村道堰口線	451	1,739	956
172	村道白井平・唐沢線	1,491	2,805	22
173	村道白井平線	159	658	658
175	村道間沢線	133	542	499
176	村道長又向線	119	238	36
177	村道鳥屋沢線	256	1,212	1,173
178	村道西向線	719	2,290	24
179	村道長又平線	542	1,926	-
180	村道長沢線	542	2,016	-
181	村道野原線	389	983	377
182	村道池の原・室久保線	378	724	-
183	村道三ヶ瀬線	137	585	585
184	村道平成線	36	107	107
185	村道富士見線	106	472	472
186	村道道坂天神線	230	1,224	1,224
187	村道栗原線	31	78	78
188	村道笹久根・久保線	346	2,767	2,767
189	村道もてなし線	209	814	814
190	村道菅指1号線	92	494	494
191	村道堰口2号線	172	661	211
192	村道岩瀬線	287	794	326
193	村道御正体線	447	2,038	2,038
194	村道下向線	690	2,334	2,334
195	村道道坂上線	129	530	530
196	村道久保線	95	440	440
197	村道蜂久保線	209	712	259

(3) 予備避難路 (農道)

路線 番号	路線名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	舗装 (m <sup>2</sup> )	路線 番号	路線名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	舗装 (m <sup>2</sup> )
1	農道上野山線	164	519	154	36	農道越路線	144	563	496
2	農道平野線	111	149	0	37	農道神地河原線	467	1,623	1,430
3	農道大渡線	319	253	7	38	農道神地河原支線1号線	412	1,556	1,350
4	農道久保上線	256	1,032	32	39	農道中神地線	217	763	654
5	農道久保下線	111	310	244	40	農道神地向線	108	322	282
6	農道大室指線	245	923	801	41	農道神地矢崎向線	346	1,123	950
7	農道大室指支線1号線	143	104	0	42	農道水之元線	210	858	608
8	農道大室指支線2号線	108	129	0	43	農道下幅線	299	1,093	943
9	農道大室指支線3号線	165	597	516	45	農道下向支線1号線	80	284	0
10	農道大室指支線4号線	297	571	19	46	農道板橋線	756	2,637	2,271
11	農道西川線	190	792	697	47	農道草久保線	87	261	59
12	農道大栗小善地線	743	3,270	2,853	48	農道板橋支線1号線	58	212	30
13	農道大栗小善地支線1号線	122	335	0	49	農道板橋向線	166	538	455
14	農道大栗小善地支線2号線	197	550	0	50	農道久保平線	407	1,352	1,149
15	農道大栗小善地支線3号線	392	1,589	476	51	農道久保平支線1号線	115	344	5
16	農道入道沢線	171	198	0	52	農道白井平線	925	3,786	3,317
17	農道向原線	357	1,207	1,028	54	農道白井平支線2号線	61	289	258
18	農道向原支線1号線	95	405	46	55	農道大渡線	107	413	360
19	農道大久保線	245	779	495	57	農道大室指線	142	538	467
20	農道大久保支線1号線	83	280	238	58	農道釜之前線	86	321	275
21	農道小室久保線	197	662	522	59	農道唐沢線	86	396	342
22	農道小室久保支線1号線	372	1,336	1,152	60	農道大道下線	90	325	0
23	農道小室久保支線2号線	154	621	17	61	農道川村支線	42	92	71
24	農道小室久保支線3号線	74	200	87	62	農道長又1号線	889	4,213	3,538
25	農道室久保線	283	1,180	625	63	農道長又2号線	298	1,453	1,174
26	農道谷相線	85	349	308	64	農道馬場線	137	479	315
27	農道川原畑向線	490	1,533	1,292	65	農道唐沢釜之前線	578	2,620	2,344
28	農道川原畑向支線1号線	30	113	98	66	農道椿線	156	1,149	823
29	農道川原畑向支線2号線	20	45	45	67	農道大椿線	127	524	397
30	農道川原畑向支線3号線	99	322	237	68	農道川久保線	153	601	126
31	農道川原畑向支線4号線	55	177	150	69	農道水之元支線1号線	248	974	850
32	農道川原畑向支線5号線	201	676	215	70	農道水之元支線2号線	217	916	808
33	農道川原畑向支線6号線	139	454	385	71	農道板橋支線2号線	77	302	70
34	農道東越路線	72	248	212	72	農道金沢線	136	556	488
35	農道滝原線	127	423	359	73	農道堂ノ下線	185	682	535

路線 番号	路線名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	舗装 (m <sup>2</sup> )	路線 番号	路線名	延長 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	舗装 (m <sup>2</sup> )
74	農道大指線	212	987	378	79	農道和出村・竹之本線	647	2,727	2,403
75	農道中神地支線1号線	60	240	0	80	農道大椿西線	94	350	0
76	農道川村線	239	1,164	1,038	81	農道長又3号線	243	778	647
77	農道板橋善之木線	795	3,622	3,232	82	農道田代線	153	700	624
78	農道馬場上線	160	545	455	83	農道戸渡線	128	501	501

#### 4-3 緊急通行（輸送）車両用事前届出済み車両一覧

車両名	車両番号	整備年度
トヨタ プラド	富士山 310 て 413	平成 29 年度
トヨタ プロボックス	富士山 410 せ 413	平成 25 年度

#### 4-4 緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

#### 4-5 異常気象時における道路等通行規制区間及び基準

##### (1) 一般国道

路線名	管理事務所 (電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止め)	危険 内容
		区 間	延長 (km)		
国道 413号	富士・東部建設 事務所吉田支所 (0555-24-9087)	山中湖村平野(寺之沢橋)～ 道志村長又(管指橋)	9.0	連続雨量 130mm以上	土砂崩落、 落石
〃	〃	道志村小善地(宝永橋)～ 道志村月夜野(両国橋)	9.0	連続雨量 100mm以上	〃

##### (2) 主要地方道

路線名	管理事務所 (電話番号)	規制区間		規制条件 (通行止め)	危険 内容
		区 間	延長 (km)		
県道 24号	富士・東部建設 事務所吉田支所 0555-24-9087	都留市菅野(集落上)～ 道志村神地(五輪バス停車前)	9.6	連続雨量 130mm以上	土砂崩落、 落石

#### 4-6 ヘリコプター緊急離着陸場等一覧

##### (1) ヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	面積 (㎡)
大室指ヘリポート	道志村 3176	560
善之木ヘリポート	道志村 10259-1	400
林間広場	道志村 7518-1	11,000
道志村民グラウンド	道志村 7535	8,100

※緊急離着陸場：航空法第81条2（国土交通省の許可を受けていないが、捜索・救助の特例場所）

※山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアルに基づくもの

##### (2) その他ヘリコプター緊急離着陸場

施設名	所在地	面積 (㎡)
旧道志小学校グラウンド	道志村 5610	3,000
水源の郷やまゆりセンター 駐車場	道志村 8954-2	2,000
道志村交流活動センター	道志村 9012	3,400
神地農村公園	道志村 9917	1,700
善之木コミュニティセンターグラウンド	道志村 11125	2,500

※根拠法令：航空法第81条2（国土交通省の許可を受けていないが、捜索・救助の特例場所）

## 4-7 防災行政無線設備一覧

### (1) 県防災行政無線（衛星系・地上系）設備

施設名	所在地	局名	整備業者	通信種別	整備年度
道志村役場	道志村 6181-1	山梨 422	NEC ネットエスアイ (株)	衛星系	平成 29 年度
道志村役場	道志村 6181-1	山梨 028	JRC 日本無線 (株)	地上系	平成 19 年度

### (2) 村防災行政無線（同報系）屋外子局

管理番号	整備場所	整備年度	アンテナ サーキット	再送信装置	管理番号	整備場所	整備年度	アンテナ サーキット	再送信装置
0	竹之本(役場前)	H21			24	板橋(三光石油)	H21		○
1	月夜野(両国橋)	H21			25	上白井平(消防詰所)	H22		
2	月夜野(消防詰所)	H21		○	26	長又(矢の根神社)	H22		
3	大渡	H21			27	長又2(赤玉園)	H22		
4	野原(防災コミュニティ)	H21			28	長又3(よっちゃんばれ広場)	H22		
5	久保(久保キャンプ場入口)	H21	○		29	上白井平1(民宿ふるさと)	H22		
6	笹久根(共同墓地)	H21			30	上白井平2(御正体山登山口)	H22		
7	大室指	H21			31	下善之木(ラビットキャンプ場入口)	H22		
8	大椿(消防詰所)	H21			32	下善之木(道志の森キャンプ場入口)	H22		
9	小善地(西川橋)	H21			33	東神地(共同墓地)	H22		
10	大栗(ビッグマロン)	H21			34	池之原(日昇館)	H22	○	
11	馬場(旧道志小学校)	H21	○		35	室久保(道志の湯)	H22		
12	戸渡	H21			37	椿(椿荘テニスコート)	H22		
13	西和出村(大久保)	H21	○		38	小椿	H21		
14	谷相(自然の宿)	H21			41	上中山(道の駅どうし)	H22		○
15	大指	H21			42	室久保(道志森のコテージ)	H22		
16	釜之前(民宿大原壮)	H21			43	長又(奥道志キャンプ場)	H22		
17	東神地(山口燃料店)	H21			44	谷相(福祉センター)	H22	○	
18	東神地(交流活動センター)	H21			45	板橋(善之木コミュニティセンター)	H22	○	
19	中神地	H21			46	東神地(やまゆりセンター)	H22	○	
21	上中山(三ヶ瀬)	H21			47	上白井平(御正橋)	H22		
22	下善之木(民宿丸杉荘)	H21			48	釜之前(菜畑山入口)	H28		
23	川村(池谷製作所)	H21							

## 4-8 その他通信設備一覧

### (1) デジタル簡易無線機

番号	整備場所	呼出呼称	免許番号
1	道志出張所	出張所	関K503832
2	役場総務課	道志本部	関K503833
3	役場公用車 1	道志 11	関K503834
4	役場公用車 2	道志 12	関K503835
5	役場公用車 3	道志 13	関K503836
6	役場公用車 4	道志 14	関K503837
7	役場公用車 5	道志 15	関K503838
8	役場公用車 6	道志 16	関K503839
9	第 1 分団ポンプ車 1	道志団 11	関K503840
10	第 1 分団ポンプ車 2	道志団 12	関K503841
11	第 2 分団ポンプ車 1	道志団 21	関K503842
12	第 2 分団ポンプ車 2	道志団 22	関K503843
13	第 2 分団ポンプ車 3	道志団 23	関K503844
14	第 3 分団ポンプ車 1	道志団 31	関K503845
15	第 4 分団ポンプ車 1	道志団 41	関K503846
16	第 5 分団ポンプ車 1	道志団 51	関K503847
17	第 6 分団ポンプ車 1	道志団 61	関K503848
18	第 6 分団ポンプ車 2	道志団 62	関K503849
19	第 6 分団ポンプ車 3	道志団 63	関K503850
20	総務課用 1	道志 1	関K503851
21	総務課用 2	道志 2	関K503852
22	総務課用 3	道志 3	関K503853

番号	整備場所	呼出呼称	免許番号
23	総務課用 4	道志 4	関K503854
24	総務課用 5	道志 5	関K503855
25	道志出張所	出張所	関K503856
26	団長	道志団 1	関K503857
27	副団長	道志団 2	関K503858
28	副団長	道志団 3	関K503859
29	副団長 (旗手)	道志団 4	関K503860
30	副団長 (会計)	道志団 5	関K503861
31	通信隊長	道志団 6	関K503862
32	第 1 分団分団長	道志団 101	関K503863
33	第 1 分団副分団長	道志団 102	関K503864
34	第 2 分団分団長	道志団 201	関K503865
35	第 2 分団副分団長	道志団 202	関K503866
36	第 3 分団分団長	道志団 301	関K503867
37	第 3 分団副分団長	道志団 302	関K503868
38	第 4 分団分団長	道志団 401	関K503869
39	第 4 分団副分団長	道志団 402	関K503870
40	第 5 分団分団長	道志団 501	関K503871
41	第 5 分団副分団長	道志団 502	関K503872
42	第 6 分団分団長	道志団 601	関K503873
43	第 6 分団副分団長	道志団 602	関K503874

### (2) 衛星携帯電話整備施設一覧

施設名	所在地	電話番号	機器名
道志村役場	道志村 6181-1	080-8476-3017	ワイドスターⅡ
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	090-4098-9280	〃
都留市消防署 道志出張所	道志村 6254-1	090-8812-6365	〃
道志小学校	道志村 7568	090-4098-8525	〃
道志小中学校体育館	道志村 7568	090-6952-5505	〃
道志村国民健康保険診療所	道志村 7710	090-4595-3627	〃
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	090-8013-4282	〃
善之木コミュニティセンター	道志村 11125	080-1177-8278	〃

### (3) 災害時優先電話登録施設一覧

施設名	所在地	電話番号
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	0554-20-4688
道志村役場	道志村 6181-1	0554-20-4700
都留市消防署 道志出張所	道志村 6254-1	0554-52-1119
道志小学校	道志村 7568	0554-52-2013
道志中学校	道志村 7568	0554-52-2036
道志村学童保育所	道志村 7668	0554-52-1045
道志村国民健康保険診療所	道志村 7710	0554-52-2040
道志村国民健康保険歯科診療所	道志村 7710	0554-52-2155
道志村福祉センター	道志村 7710	0554-52-1611
道志村保育所	道志村 7779	0554-52-2239
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	0554-52-1020

### (4) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）整備施設一覧

施設名	所在地	設置者	備考
月夜野地区公民館	道志村 364	日本電信電話（株）	電話機有り
みなもと体験館道志・久保分校	道志村 2167	〃	電話機有り
道志体育館	道志村 5596	〃	-
道志村中央公民館	道志村 6254-1	〃	-
道志小中学校体育館	道志村 7568	〃	-
道志村福祉センター	道志村 7710	〃	-
道志村保育所	道志村 7779	〃	-
水源の郷やまゆりセンター	道志村 8990-1	〃	-
唐沢体育館	道志村 8991	〃	電話機有り
道の駅どうし	道志村 9745	〃	-
善之木コミュニティセンター	道志村 11125	〃	電話機有り
善之木体育館	道志村 11125	〃	-

### (5) 非常通信（他の機関の通信設備）

無線区分	局名	機関名	所在地（無線設置場所）	通信範囲
消防無線	消防道志	都留市消防署 道志出張所	道志村6254-1	村内
東京電力無線	東電道志工務	東京電力パワーグリッド 大月支社	道志村字小山12753	県内

## 第5節 災害危険箇所関係

### 5-1 重要水防区域一覧

管理番号	河川名	位置		左右岸別	延長(m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
		大字	字			階級	種別		
7-14	道志川	竹之本	集落前	右	200	b	水衝箇所	天然河岸	富士吉田市水防倉庫
7-15	〃	川原畑	キャンプ場下	左右	220 150	a b	〃	護岸老朽	〃
7-16	〃	神地	稚蚕飼育所前	左右	150 150	b b	〃	護岸老朽	〃
7-17	〃	善之木	公民館前	右	300	b	〃	天然河岸	〃

### 5-2 土石流危険渓流一覧

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
道志川	指入沢	馬場	0	3
〃	一之橋沢	池之原	0	2
〃	追払沢	池之原	5	0
〃	岩花沢	池之原	0	1
〃	中神地沢	中神地	6	0
〃	ムジナ沢	神地	6	0
〃	三ヶ瀬沢 1	三ヶ瀬	0	1
〃	西沢	三ヶ瀬	0	1
〃	三ヶ瀬沢 2	三ヶ瀬	6	1
〃	飯沢	板橋	6	1
〃	持萩沢	白井平	3	1
〃	マナイタクラ沢	長又	5	0
〃	菅指沢	長又	8	0
〃	御正沢	白井平	16	1
〃	白井沢	白井平	7	2
〃	飯橋沢	板橋	6	0
〃	マオー沢	板橋	6	1
〃	板橋下沢	板橋	5	1
〃	草久保沢	板橋	3	1
〃	川村沢	川村	5	0
〃	掛水沢	善之木	12	1
〃	堀の沢	善之木	13	0
〃	上中山東沢	上中山	3	1
〃	下中山沢	下中山	6	1

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
〃	神地沢	道坂	8	0
〃	平久住沢	神地	9	1
〃	唐沢	神地	6	1
〃	釜の前沢	釜之前	11	0
〃	野竹沢	川原畑	7	0
〃	宮の沢	川原畑	13	3
〃	寺の沢	川原畑	9	0
〃	岡満沢	川原畑	9	0
〃	茸沢	川原畑	8	3
〃	谷相沢	川原畑	6	0
〃	大久保沢	大久保	11	1
〃	岩瀬沢	大久保	7	0
〃	櫓沢	戸渡	12	0
〃	栃の沢	竹之本	8	4
〃	入道沢	馬場	11	5
〃	久保沢	久保	2	1
〃	魔降沢	野原	6	2
〃	後沢	月夜野	0	1
	計 42 箇所		143	22

### 5-3 急傾斜地崩落危険区域一覧

名称 番号	指定区域名	字	指定面積 (h a)	指定保全戸数 (戸)	告示年月日	告示 番号
728	長又	長又	1.39	11	S 57.4.8	188
707	笹久根	笹久根	0.92	7	S 58.7.14	367
729	長又	長又	0.60	3	S 59.6.18	361
710	大栗	大栗	0.91	10	S 61.7.24	305
728	長又	長又	0.09	0	S 62.8.13	293
710	大栗	大栗	0.05	0	S 63.9.5	408
711	馬場	馬場	0.65	5	H2.2.8	43
726	白井平	白井平	0.67	12	H2.2.8	49
719	川原畑	寺ノ下他	1.31	12	H4.8.24	326
718	谷相	谷相	0.84	10	H6.2.17	159
702	板橋の2	沢上り	0.82	11	H7.3.13	95
709	小善地	小善地	0.92	6	H10.3.19	112
7041007	白井平	白井平	0.53	8	H24.2.6	48
	計 13 箇所		9.7	95		

#### 5-4 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7041016	谷相	谷相	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041017	室久保	室久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041018	西和出村	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041019-1	岩瀬-1	岩瀬	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041019-2	岩瀬-2	岩瀬	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041020	柿平	柿平	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041021-1	竹之本-1	竹之本	急傾斜地の崩壊		87号	H23.3.10
7041021-2	竹之本-2	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041022-1	馬場-1	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041022-2	馬場-2	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041022-3	馬場-3	馬場	急傾斜地の崩壊		87号	H23.3.10
7041023-1	大栗-1	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041024	大栗の2	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041025-1	大栗の3-1	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041025-2	大栗の3-2	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041026	湯本	湯本	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041027-1	大椿-1	大椿	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041028	大室指	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041029-1	笹久根-1	笹久根	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041029-2	笹久根-2	笹久根	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041029-3	笹久根-3	笹久根	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041029-4	笹久根-4	笹久根	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041030-1	久保の2-1	久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041030-2	久保の2-2	久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041031-1	野原-1	野原	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041031-2	野原-2	野原	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041032	月夜野	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7041033	月夜野の2	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042014-1	室久保Ⅱ-1	室久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042014-2	室久保Ⅱ-2	室久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042015	大久保Ⅱ	大久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042016-1	戸渡Ⅱ-1	戸渡	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042016-2	戸渡Ⅱ-2	戸渡	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042017	竹之本Ⅱ	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042018	小善地Ⅱ	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042019-1	小善地Ⅱの2-1	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7042019-2	小善地Ⅱの2-2	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042020	大室指Ⅱ	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042021	大室指Ⅱの2	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042023-1	久保Ⅱ-1	久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042023-2	久保Ⅱ-2	久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042023-3	久保Ⅱ-3	久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042024	久保Ⅱの2	久保	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042025	野原Ⅱ	野原	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042026-1	大渡Ⅱ-1	大渡	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042026-2	大渡Ⅱ-2	大渡	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042027	大渡Ⅱの2	大渡	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042028-1	月夜野Ⅱ-1	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042028-2	月夜野Ⅱ-2	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
7042028-3	月夜野Ⅱ-3	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	87号	H23.3.10
2381001	指入沢	馬場	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381002	一之橋沢	池之原	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381003	追払沢	池之原	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381004	岩花沢	谷相	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381033	茸沢	川原畑	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381034	谷相沢	川原畑	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381035	大久保沢	川原畑	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381036	岩瀬沢	岩瀬	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381037-1	櫓沢-1	戸渡	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381037-2	櫓沢-2	戸渡	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381037-3	櫓沢-3	戸渡	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381037-4	櫓沢-4	戸渡	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381038	桁の沢	竹之本	土石流		87号	H23.3.10
2381039	入道沢	馬場	土石流		87号	H23.3.10
2381040	久保沢	久保	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381041	魔降沢	野原	土石流	有り	87号	H23.3.10
2381042	後沢	月夜野	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382010	竹之本沢	竹之本	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382011	西川	小善地	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382012-1	御堂沢-1	久保	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382012-2	御堂沢-2	久保	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382012-3	御堂沢-3	久保	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382013	大渡沢	大渡	土石流	有り	87号	H23.3.10
2382014-1	宮沢-1	月夜野	土石流	有り	87号	H23.3.10

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
2382014-2	宮沢-2	月夜野	土石流	有り	87号	H23.3.10
7041001-1	長又-1	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041001-2	長又-2	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041001-3	長又-3	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041002	長又の2	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041003-1	長又の3-1	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041003-2	長又の3-2	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041004-1	長又の4-1	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041004-2	長又の4-2	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041005	上白井平	白井平	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041006	白井平	白井平	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041007	白井平の2	白井平	急傾斜地の崩壊	有り(一部解消)	103号	H23.3.14
7041008	板橋	板橋	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041009	上中山	上中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041010	中山	下中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041011-1	道坂-1	下中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041011-2	道坂-2	下中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041012-1	中神地-1	中神地	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041012-2	中神地-2	中神地	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041013	神地	東神地	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041014	川原畑	川原畑	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7041015	川原畑の2	川原畑	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042001	長又Ⅱ	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042002	長又Ⅱの2	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042003	長又Ⅱの3	長又	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042004	白井平Ⅱ	白井平	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042005	板橋Ⅱ	板橋	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042006-1	草久保Ⅱ-1	板橋	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042006-2	草久保Ⅱ-2	板橋	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042007	三ヶ瀬Ⅱ	上中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042008	三ヶ瀬Ⅱの2	上中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042009-1	上神地Ⅱ-1	上中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042009-2	上神地Ⅱ-2	上中山	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042012-1	釜之前Ⅱ-1	釜之前	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042012-2	釜之前Ⅱ-2	釜之前	急傾斜地の崩壊	有り	103号	H23.3.14
7042013	川原畑Ⅱ	川原畑	急傾斜地の崩壊		103号	H23.3.14
2381005	中神地沢	中神地	土石流	有り	103号	H23.3.14
2381006	むじな沢	神地	土石流		103号	H23.3.14

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
2381007	三ヶ瀬川 1	三ヶ瀬	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381008-1	東沢-1	三ヶ瀬	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381008-2	東沢-2	三ヶ瀬	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381008-3	三ヶ瀬川 3	三ヶ瀬	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381008-4	三ヶ瀬川 4	三ヶ瀬	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381009	三ヶ瀬川 2	三ヶ瀬	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381010	飯沢	板橋	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381011	持萩沢	白井平	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381012	マナイタクラ沢	長又	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381013	菅指沢	長又	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381014-1	御正沢-1	白井平	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381014-2	御正沢-2	白井平	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381014-3	桐久保沢	白井平	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381015	井出入沢	白井平	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381016	飯橋沢	板橋	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381017	マオー沢	板橋	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381018	板橋下沢	板橋	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381019	草久保沢	板橋	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381020	川村沢	川村	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381021	掛水沢	善之木	土石流		103 号	H23. 3. 14
2381022	マゴメ沢	善之木	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381023	上中山東沢	上中山	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381024	中山沢	下中山	土石流		103 号	H23. 3. 14
2381025-1	神地沢-1	道坂	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381025-2	神地沢-2	道坂	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381026	平久住沢	神地	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381027	唐沢	神地	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381028	釜の前沢	釜の前	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381029	野竹沢	川原畑	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381030	宮ノ沢	川原畑	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381031	寺の沢	川原畑	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2381032	岡満沢	川原畑	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2382001	越路沢	川原畑	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2382002	東神地沢	東神地	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2382003	油沢	長又	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2382004	長又上沢	長又	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14
2382005	変殿沢	長又	土石流		103 号	H23. 3. 14
2382006	白井沢	白井平	土石流	有り	103 号	H23. 3. 14

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
2382007	板橋下沢	板橋	土石流	有り	103号	H23.3.14
2382008	下善之木沢	下善の木	土石流	有り	103号	H23.3.14
2382009	板橋沢	上中山	土石流	有り	103号	H23.3.14
7045001	久保5	久保	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045002	久保6	久保	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045003	久保7	久保	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045004	野原1	中丸沢	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045005	野原2	中丸沢	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045006	野原3	中丸沢	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045007	野原4	野原	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045008	野原5	野原	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045009	大渡1	栗指	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045010	大渡2	大渡	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045011	大渡3	栗指	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045012	大渡4	栗指	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045013	大渡5	栗指	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045014	大渡6	大渡	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045015	大渡7	大渡向	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045016	大渡9	大渡向	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045017	大渡10	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045018	大渡11の1	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045019	大渡11の2	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045020	大渡11の3	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045021	月夜野1の1	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045022	月夜野1の2	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045023	月夜野2	大室	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045024	月夜野3	落合	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045025	月夜野4	落合	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045026	月夜野5	落合	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045027	月夜野6	落合	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045028	月夜野7	子ッ沢	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045029	月夜野8	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045030	月夜野9	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045031	月夜野10	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045032	月夜野11	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045033	月夜野12	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045034	月夜野13	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24
7045035	月夜野14	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130号	H23.3.24

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7045036	月夜野 15	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130 号	H23. 3. 24
7045037	月夜野 16	月夜野	急傾斜地の崩壊	有り	130 号	H23. 3. 24
2385001	マナイタクラ沢の東	西向	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385003	長沢	長又	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385004	鳥屋沢	西向	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385005	間沢	長又	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385006	唐沢	久保平	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385007	滝の沢の東の 1	堰口	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385008	滝の沢の東の 2	堰口	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385009	三ヶ瀬川の右支 3	矢崎向	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385010	三ヶ瀬川の右支 2	矢崎向・水ノ亢	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385011	三ヶ瀬川の右支 1	矢崎向	土石流		130 号	H23. 3. 24
2385012	三ヶ瀬川の左支 2	向原・神地向	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385013	三ヶ瀬川の左支 1	向原・神地向	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385014	ムジナ沢の西	向原	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385015	ムジナ沢の東	神地向	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385016	山奥沢の 1	下神地	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385017	山奥沢の 2	平久住尾根	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385018	猿口沢の西	猿口	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385019	室久保沢左支 2	大指	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385020	室久保沢左支 1	大指	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385021	室久保沢右支 1	室久保	土石流		130 号	H23. 3. 24
2385022	小室久保沢	小室久保	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385023	金沢の西	向原	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385024	指入沢の西	蜂久保	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385025	荒井沢	大栗	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385026	指入沢の東	弥太郎指	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385027	宝永沢	椿後	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385028	椿沢	椿沢	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
2385030	子ツ沢	中沢	土石流	有り	130 号	H23. 3. 24
7045038	長又の 5	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045039	長又の 6	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045040	長又の 7	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045041	長又の 8	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045042	長又の 9	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045043	長又の 10	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045044	長又の 11	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045045	長又の 12	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7045046	長又の 13	長又	急傾斜地の崩壊		335 号	H23. 8. 25
7045047	長又の 14	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045048	長又の 15 の 1	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045049	長又の 15 の 2	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045050	長又の 16	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045051	長又の 17	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
7045052	長又の 18	長又	急傾斜地の崩壊	有り	335 号	H23. 8. 25
2385031	濁沢	下白井平	土石流	有り	336 号	H23. 8. 25
2385032	田代沢	馬場	土石流	有り	336 号	H23. 8. 25
7045053	道坂の 2	下中山	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045054	道坂の 3	下中山	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045055	道坂の 4	中神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045056	大山橋	中神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045057	石原橋	東神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045058	石原橋の 2	東神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045059	中神地の 2	東神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045060	下石原橋	東神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045061	下石原橋の 2	東神地	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045062	釜之前	釜之前	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045063	越路沢の西	釜之前	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045064	越路沢の東	大指	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045065	川原畑の 3	大指	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045066	川原畑の 4	川原畑	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045067	川原畑の 5	川原畑	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045068	川原畑の 6	川原畑	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045069	室久保川	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045070	室久保川の 2	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045071	室久保川の 3	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045072	森のコテージ	谷相	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045073	室久保川の 4	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045074	平成橋	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045075	平成橋の 2	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045076	小室久保橋	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045077	小室久保橋の 2	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045078	小室久保橋の 3	池之原	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045079	西和出村の 2	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045080	西和出村の 3	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25
7045081	西和出村の 4	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337 号	H23. 8. 25

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7045082	道志中学校	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045083	道志中学校の2	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045084	道志中学校の3	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045085	谷相橋	谷相	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045086	谷相の2	谷相	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045087	谷相の3	谷相	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045088	谷相の4	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045089	大久保沢の下	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045090	池の原橋	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045091	池の原橋の2	西和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045092	東和出村	東和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045093	岩瀬の2	岩瀬	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045094	岩瀬の3	東和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045095	岩瀬の4	東和出村	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045096	岩瀬の5	岩瀬	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045097	岩瀬の6	岩瀬	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045098	櫓沢川	戸渡	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045099	櫓沢川の2	戸渡	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045100	櫓沢川の3	戸渡	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045101	櫓沢川の4	岩瀬	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045102	櫓沢川の5	戸渡	急傾斜地の崩壊	有り	337号	H23.8.25
7045103	竹之本の2	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045104	竹之本の3	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045105	竹之本の4	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045106	竹之本の5	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045107	竹之本の6	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045108	竹之本の7	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045109	竹之本の8	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045110	竹之本の9	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045111	竹之本の10	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045112	竹之本の11	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045113	竹之本の12	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045114	竹之本の13	竹之本	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045115	田代	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045116	田代の2	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045117	田代の3	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045118	田代の4	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045119	田代の5	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7045120	田代の6	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045121	田代の7	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045122	田代の8	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045123	田代の9	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045124	田代の10	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045125	田代の11	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045126	田代の12	田代	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045127	馬場の2	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045128	馬場の3	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045129	馬場の4	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045130	馬場の5	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045131	馬場の6	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045132	馬場の7	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045133	馬場の8	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045134	馬場の9	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045135	馬場の10	馬場	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045136	大栗の4	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045137	大栗の5	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045138	大栗の6	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045139	大栗の7	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045140	大栗の8	大栗	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045141	小善地	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045142	小善地の2	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045143	小善地の3	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045144	小善地の4	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045145	小善地の5	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045146	小善地の6	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045147	小善地の7	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045148	小善地の8	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045149	小善地の9	小善地	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045150	椿	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045151	椿の2	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045152	椿の3	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045153	椿の4	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045154	椿の5	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045155	椿の6	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045156	椿の7	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25
7045157	椿の8	椿	急傾斜地の崩壊	有り	338号	H23.8.25

区域番号	区域名	大字	自然現象の種別	特別警戒区域	告示番号	告示日
7045158	樁の 9	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045159	樁の 10	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045160	樁の 11	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045161	樁の 12	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045162	樁の 13	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045163	樁の 14	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045164	樁の 15	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045165	樁の 16	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045166	樁の 17	樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045167	小樁	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045168	小樁の 2	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045169	小樁の 3	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045170	小樁の 4	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045171	小樁の 5	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045172	小樁の 6	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045173	小樁の 7	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045174	小樁の 8	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045175	小樁の 9	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045176	小樁の 10	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045177	小樁の 11	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045178	小樁の 12	小樁	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045179	大室指の 2	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045180	大室指の 3	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045181	大室指の 4	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045182	大室指の 5	大室指	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045183	久保の 8	久保	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045184	久保の 9	久保	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045185	久保の 10	久保	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045186	久保の 11	久保	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
7045187	久保の 12	久保	急傾斜地の崩壊	有り	338 号	H23. 8. 25
	計 370 箇所			計 358 箇所		

5-5 崩落土砂流出危険地区一覧

危険地区番号	位置	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
	大字、字								人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路を除く)	道路
1	山伏峠 長又	水かん	無		無	B	2.00	未成				3		国道
2	山伏峠 長又	水かん	無		無	A	5.00	未成		12				国道
3	山伏峠 長又	水かん	無	土砂	無	A	3.00	未成		28				国道
4	長又 西向	土流	無	砂・急・土	無	A	3.00	未成		26				国道
5	下白井平 久保平	水かん	無	砂・急・土	無	A	7.10	一部概成		21				国道
6	下白井平 白井平	土流	無	砂・急・土	無	A	1.00	未成		14				国道
7	下白井平 久保平	水かん	無	土砂	無	A	3.00	未成		27				国道
8	板橋 板橋	土流	無	急・土	無	A	1.00	未成		16			1	国道
9	板橋 川村	水かん	無	砂・土	無	A	2.76	一部概成		24				国道
10	川村 矢崎	水かん	無	砂・土	無	A	1.93	無		11				国道
11	川村 矢崎	土流	無	土砂	無	A	3.00	未成		45				国道
12	上中山 板橋沢	土流	無	砂・土	無	A	1.00	未成		39			1	国道
13	善之木 道坂	水かん	無	土砂	無	A	3.52	一部概成			9			国道
14	川原畑 平久住尾根	水かん	無	土砂	無	A	3.89	一部概成			9			国道
15	川原畑 唐沢尾根	水かん	無	砂・土	無	A	8.00	未成		18			1	国道
16	川原畑 唐沢	水かん	無	土砂	無	A	2.00	未成		14				国道
17	川原畑 大振	有	無	土砂	無	A	1.29	一部概成		14				国道
18	釜之前 滝原	有	無		無	C	0.09	一部概成			6			国道
19	大指 寺ノ下	水かん	無	砂・土	無	A	4.00	未成		38			2	国道
20	川原畑 谷相	水かん	無	砂・急・土	無	A	15.00	一部概成		14			1	国道
21	川原畑 大久保入	水かん	無	砂・急・土	無	A	5.00	未成		37			3	国道
22	川原畑 岩瀬沢	土流	無	土砂	無	A	1.31	一部概成		11			1	国道
23	川原畑 櫓沢	水かん	無	砂・土	無	A	2.00	無		13			1	国道
24	小善地 岡道沢	土流	無	土砂	無	A	1.17	一部概成		11			1	国道
25	小善地 竹の本	有	無		無	A	0.30	一部概成			7		2	国道
26	馬場 入道沢	水かん	無	急・土	無	A	3.00	無		36			2	国道
27	大栗 室久保	水かん	無		無	B	2.02	無				1		国道
28	小善地 西川	水かん	無	砂・急・土	無	B	2.07	一部概成				3		国道
29	小善地 峯	水かん	無	土砂	無	B	3.00	無				2		国道
30	大室指 大羽根	水かん	無	砂・土	無	A	13.00	未成			7			国道

危険地区番号	位置 大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
									人家 50戸 以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路を除く)	道路
31	久保 井戸沢	水かん	無	土砂	無	A	2.00	無			5			国道
32	野原 麦尻	水かん	無	土砂	無	B	1.00	無						国道
33	野原 中丸沢	水かん	無	土砂	無	A	4.00	未成			5			国道
34	大渡 中沢	土流	無	土砂	無	C	1.00	無				2		国道
35	月夜野 網掛戸	土流	無		無	B	0.28	無						国道
36	月夜野 宮の沢	土流	無	砂・土	無	B	4.92	一部概成				3		国道
37	月夜野 平野	水かん	無	砂・土	無	B	4.00	一部概成				1		国道
38	久保 杉沢	有	無	砂防	無	B	0.34	無						村道
39	久保 大室沢	水かん	無	砂・土	無	B	1.00	無				4		国道
40	小善地 椿沢	水かん	無	砂・土	無	A	7.00	未成		10				林道
41	小善地 小善地向	土流	無	土砂	無	A	17.00	無		32				林道
42	小善地 弥太郎指	水かん	無	土砂	無	B	1.63	無				1		林道
43	小善地 細野	土流	無		無	B	0.63	無				1		他
44	馬場 蜂久保	水かん	無	土砂	無	A	1.00	無				3	1	林道
45	馬場 蜂久保	水かん	無	砂・土	無	A	4.87	無			7		1	林道
46	馬場 日陰	土流	無	土砂	無	A	1.80	無			9		1	林道
47	竹之本 日陰	土流	無	土砂	無	A	2.00	無		12			1	林道
48	池之原 子室久保	土流	無	砂・土	無	B	1.54	一部概成				4		国道
49	池之原 室久保	水かん	無	砂・土	無	A	8.00	未成		21				国道
50	西和出村 谷相	土流	無	砂・土	無	A	14.00	未成		26				林道
51	谷相 川原畑	土流	無	土砂	有	A	8.00	未成		13			4	国道
52	川原畑 川原畑	土流	無	土砂	無	A	7.00	無		16				国道
53	川原畑 滝原	土流	無	土砂	無	A	1.00	無		15				国道
54	釜之前 大指	水かん	無	土砂	無	A	6.84	無		19				国道
55	東神地 猿口	土流	無	土砂	無	A	4.00	無		32			1	国道
56	東神地 神地向	土流	無	土砂	無	A	1.00	無		26			1	国道
57	上中山 向原	土流	無	砂・土	無	A	3.00	無		23				国道
58	上善之木 三ヶ瀬	水かん	無	砂・土	有	A	6.69	一部概成		21				林道
59	下善之木 水ノ元	土流	無		無	A	0.77	一部概成		21				国道
60	上善之木 水ノ元	土流	無		無	A	1.00	未成		15				国道
61	上善之木 善之木	有	無		無	A	0.33	一部概成		16				国道
62	上善之木 善之木	土流	無	土砂	無	A	0.99	一部概成		16				国道

危険地区番号	位置 大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	公共施設等					
									人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路を除く)	道路
63	川村 善之木	土流	無	土砂	無	A	0.26	一部概成		17				国道
64	川村 善之木	水かん	無	土砂	有	A	4.00	未成		32				国道
65	下白井平 細尻	水かん	無	砂・土	無	A	2.38	一部概成		13				他
66	長又 細尻	水かん	無	土砂	無	A	4.99	無			8			他
67	長又 小山	水かん	無	砂・土	無	A	5.00	一部概成		30				国道
68	山伏峠 小山	水かん	無	土砂	無	A	3.00	無		13				国道
69	山伏峠 小山	水かん	無	土砂	無	A	7.00	一部概成		12				国道
70	山伏峠 小山	水かん	無		無	B	3.00	一部概成				3		国道
71	山伏峠 大室	水かん	無	砂防	無	B	7.60	無						村道
	計 71箇所									920	72	31	26	

### 5-6 山腹崩落危険地区一覧

危険地区番号	位置 大字、字	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)		治山事業進捗状況	公共施設等						
					調査地区	危険地区 100点以上 メッシュ		人家50戸以上	人家49～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設(道路除く)	道路	
1	東神地 道坂		土砂	無	15	2	一部概成		35			1		国道
2	小善地 中入	土流	土砂	無	11	11	無					2		国道
3	月夜野 子ツ沢		砂・土	無	6	12	無					1		国道
4	大室指 西山		砂防	無	15	10	無		10					国道
5	東和出村 的場向		砂・土	無	9	8	無					2		
	計 5地区								45			5	1	

### 5-7 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

施設名	住所	土砂災害警戒区域の種別			
		土石流		急傾斜地	
道志村保育所	道志村7779	-	-	7041016	谷相

## 第6節 条例等関係

### 6-1 道志村防災会議条例

〔昭和38年2月2日  
条例第3号〕

改正 昭和52年9月30日条例第13号  
平成12年3月21日条例第8号  
平成30年3月16日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、道志村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 道志村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 副村長
  - (2) 教育長
  - (3) 消防団長
  - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 都留市消防本部消防長又はその指名する職員
  - (6) 大月警察署の警察署長又はその指名する職員
  - (7) その他村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、15人以内とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、村の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(解任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

省 略

## 6-2 道志村防災会議委員一覽

区 分	所 属
会長	道志村長
第3条第5項第1号委員	道志副村長
第3条第5項第2号委員	道志村教育委員会 教育長
第3条第5項第3号委員	道志村消防団 団長
第3条第5項第4号委員	道志村 総務課長
第3条第5項第4号委員	道志村 住民健康課長
第3条第5項第4号委員	道志村 産業振興課長
第3条第5項第4号委員	道志村 ふるさと振興課長
第3条第5項第4号委員	道志村教育委員会 教育課長
第3条第5項第4号委員	道志村 会計管理者
第3条第5項第4号委員	道志村 議会事務局長
第3条第5項第4号委員	道志村国民健康保険診療所 医師
第3条第5項第4号委員	道志村国民健康保険歯科診療所 医師
第3条第5項第5号委員	都留市消防署 道志出張所 所長
第3条第5項第6号委員	大月警察署 道志警察官駐在所 警察官
第3条第5項第7号委員	道志中学校 校長
第3条第5項第7号委員	道志小学校 校長

## 6-3 道志村災害対策本部条例

〔昭和38年2月2日〕  
〔条例第2号〕

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、道志村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

省 略

#### 6-4 道志村災害対策本部員一覧

区 分	所 属
災害対策本部長	道志村長
災害対策副本部長	道志副村長
本部員	道志村教育委員会 教育長
本部員	道志村消防団 団長
本部員	道志村 総務課長
本部員	道志村 住民健康課長
本部員	道志村 産業振興課長
本部員	道志村 ふるさと振興課長
本部員	道志村 会計管理者
本部員	道志村 議会事務局長
本部員	道志村教育委員会 教育課長
本部員	道志村国民健康保険診療所 医師
本部員	道志村国民健康保険歯科診療所 医師
本部員	都留市消防署 道志出張所 所長
本部員	大月警察署 道志警察官駐在所 警察官

## 6-5 道志村地震災害警戒本部条例

〔昭和54年9月22日〕  
〔条例第16号〕

改正 平成30年3月16日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、道志村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 副村長

(2) 教育長

(3) 消防団長

(4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 都留市消防本部消防長又はその指名する職員

(6) 大月警察署の警察署長又はその指名する職員

(7) その他村長が必要と認め任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、道志村の職員のうちから、村長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

省 略

## 6-6 道志村災害見舞金支給要綱

〔平成24年4月1日〕  
訓 令 第 9 号

(目的)

第1条 この要綱は、道志村の住民が災害に遭遇した場合見舞金を支給し村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 火災その他の異常の自然現象により生ずる災害でその程度が災害救助法（昭和22年法律第118号）に定めるものに至らない災害をいう。
- (2) 被災者 本村に発生した災害により、次のいずれかに該当する被害を受けた者をいう。
  - ア 居住のために使用している建物、又は店舗若しくは事業所（以下「住家等」という）の全焼、全壊又は流失
  - イ 住家等の半焼、半壊その他
  - ウ 重症又は死亡
  - エ 宅地内への土砂等の流入及び宅地の崩落等

(見舞金支給対象)

第3条 見舞金は、被災者の世帯の世帯主又はこれに準ずる者に支給する。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金は、別表に定める区分により支給するものとする。

2 村長は、見舞金等の支給に関し、前条により難い特別の事情があると認められるものに対してその都度見舞金の額を定めることができる。

(補則)

第5条 災害の原因につき、見舞金を支給することが適当でないと認められる者に対しては、見舞金を支給しないことがある。

附 則

省 略

別表（第4条関係）

見舞金の種類	被害区分	見舞金の額	
		居住のために使用	店舗・事業所等
見舞金	全焼・全壊・流失	20万円	5万円
	半焼・半壊	10万円	3万円
	その他	5万円以下の範囲で村長が認める額	1万円以下の範囲で村長が認める額
	宅地内災害		
	重症	一人につき10万円	
弔慰金	死亡	一人につき30万円	

## 6-7 道志村災害弔慰金の支給等に関する条例

〔平成3年12月24日〕  
〔条例第20号〕

改正 平成3年12月24日条例第20号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に対し災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、道志村の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 村は、村民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認めるものに支給することができる。
- 4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 村長は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該村民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金を支給するものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 村は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害

の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円
  - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取りこわさざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書で定める場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 6-8 道志村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔平成3年9月10日〕  
規則第2号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、道志村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成3年道志村条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金を支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、道志村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の管轄行政機関の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 村長は、道志村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の管轄行政機関の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日

- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他村長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（以下「借用書」という。様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 村長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を村長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を、村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかに、氏名等変更届（様式第16号）により村長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

## 第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成3年9月1日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

## 6-9 山梨県災害救助法施行細則（別表）

最終改正 令和2年1月15日規則第1号

### 第1 救助の程度、方法及び期間

#### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

##### (1) 避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。
- ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内の額とする。
- エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（2）の（エ）において「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、（ウ）の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

##### (2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

##### ア 建設型応急住宅

- （ア）建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。
- （イ）建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内の額とする。
- （ウ）建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型仮設住宅を同一施設内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあっては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。
- （エ）福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することができる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害の発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型仮設住宅の建築工事が完了した日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

#### イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日からアの(カ)に規定する期限までとする。

### 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

#### (1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1 人 1 日当たり 1,160 円以内の額とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

#### (2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

### 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。(3)のイ及び8の(1)において同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別		世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		4月から9月まで	10月から3月まで						
夏季	4月から9月まで			18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月から3月まで			31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別		世帯区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		4月から9月まで	10月から3月まで						
夏季	4月から9月まで			6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月から3月まで			10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもつて決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

#### 4 医療及び助産

##### (1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下このア及びウにおいて「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

## (2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

## 5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

## 6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもつて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼した世帯 1 世帯当たり 595,000 円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 300,000 円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了しなければならない。

## 7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1 件当たり 30,000 円

イ 就職支度金 1 件当たり 15,000 円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2 年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了しなければならない。

## 8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(3)において同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。)に対して行う。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
  - ア 教科書
  - イ 文房具
  - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
  - ア 教科書代
    - (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
    - (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - イ 文房具費及び通学用品費
    - (ア) 小学校児童 1 人当たり 4,500 円
    - (イ) 中学校生徒 1 人当たり 4,800 円
    - (ウ) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円
- (4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、一箇月以内その他の学用品については、15 日以内とする。

## 9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行う。
  - ア 棺(附属品を含む。)
  - イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
  - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のために支出することができる費用は、1 体当たり 215,200 円以内の額(死亡時において 12 歳未満であった者にあつては、172,000 円以内の額)とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

## 10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

## 1 1 死体の処理

(1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。

(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 死体の一時保存

ウ 検案

(3) 検案は、原則として救護班によって行う。

(4) 死体の処理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。

ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

## 1 2 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下この12において「障害物」という。)の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、1の市町村における障害物の除去を行った1世帯当たりの費用の平均額は、137,900円以内の額とする。

(3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

## 1 3 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の捜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

## 第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

### 1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

#### (1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 25,200円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 16,300円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり 17,000円

エ 救急救命士 1人1日当たり 14,500円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,800円

カ 大工 1人1日当たり 25,400円

キ 左官 1人1日当たり 26,200円

ク とび職 1人1日当たり 24,200円

#### (2) 時間外勤務手当

職種ごとに1の(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

#### (3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

### 2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額

## 6-10 山梨県消防特別救助隊設置・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び同第24条の3並びに山梨県常備消防相互応援協定の規定に基づき、県内または近県に救助を要する大災害が発生した場合に出動し、迅速かつ確かな活動を行うため山梨県消防特別救助隊を設置することとし、その運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(救助隊の任務)

第2条 この救助隊は、被災地において大災害により生命、身体に危険が及んでいる者を救助し、安全な場所へ救出すること等を任務とする。

(隊員の任命)

第3条 隊員は、各消防本部消防長が所属の救助隊員のなかから、その規模に応じて任命するものとする。

(隊の構成)

第4条 救助隊の構成は、統轄者、隊長、副隊長、班長及び隊員とし、総勢160名以内とする。統轄者は、山梨県消防長会会長とし、隊長は受援地の現地最高責任者となる消防長または消防署長とする。副隊長、班長は隊員のなかから統轄者が指名する。

(隊の編成)

第5条 救助隊は、統轄者及び隊長を除き、各消防本部毎に隊員5名をもって1班とし、別表のとおり30班をもって編成する。

(出動要請)

第6条 受援組合等の長または山梨県知事は、災害の発生場所及び災害の規模等を考慮し、統轄者と協議のうえ応援組合等の長に出動要請を行うものとする。

(訓練)

第7条 出動時に備え、隊員は各所属において訓練を行うとともに、全隊員による研修及び特別訓練を年1回以上実施するものとする。

(機械器具等の整備)

第8条 救助隊出動時に必要となる機械器具等については、消防長会で検討し、各消防本部において計画的に整備することとし、あらかじめ登録しておくものとする。

(実施細目及び疑義の協議)

第9条 この規程の実施について必要な事項、または、疑義が生じたときは消防長会において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規程を証するため、本規程10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

## 別表

ブロック	消 防 本 部 名	特 別 救 助 隊	
		隊 員 数 (人)	班 数 (班)
甲府	甲府地区消防本部	50	10
東山 東八 峡南	東山梨消防本部	10	2
	東八消防本部	10	2
	峡南消防本部	10	2
峡北 峡西	峡北消防本部	10	2
	峡西消防本部	10	2
富士五湖 都留 大月 上野原	富士五湖消防本部	20	4
	都留消防本部	10	2
	大月消防本部	10	2
	上野原消防本部	10	2
計		150	30

甲府地区広域行政事務組合消防本部 消防長  
 都 留 市 消 防 本 部 消防長  
 富 士 五 湖 消 防 組 合 消 防 本 部 消防長  
 大 月 市 消 防 本 部 消防長  
 峡北広域行政事務組合消防本部 消防長  
 東八代広域行政事務組合東八消防本部 消防長  
 峡南広域行政組合消防本部 消防長  
 東山梨消防組合消防本部 消防長  
 上野原町消防本部 消防長  
 峡西消防組合消防本部 消防長

## 6-1-1 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した市町村（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）

(対象自然災害)

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

第5条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以

下「単数世帯」という。)を除く。以下第6項までにおいて同じ。)のうち第2条第2号アからエまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円。以下「基礎支援金」という。)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯200万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯100万円

(3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯50万円

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。

5 被災世帯のうち第2条第2号オに該当するものの被災世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円

(2) その居住する住宅を補修する世帯 50万円

(3) その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 25万円

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。

7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第2項から前項までの規定を準用する。この場合において、第2項、第3項及び第5項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と、第5項中「25万円」とあるのは「18万7千5百円」と読み替えるものとする。

8 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。

9 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

第6条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

(1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書

(2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し

(3) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危

険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類

(4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃借したこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し

(5) その他、甲が指示する書面等

2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第7条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

（決定の通知）

第8条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

（支給決定の取消）

第9条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

（支援金の返還）

第10条 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書（様式第6号）により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付

について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

第11条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に申請事由が生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

## 第7節 災害協定関係

### 7-1 災害時応援協定一覧

協定名	締結先	締結年度
災害時における相互応援に関する協定書	横浜市	平成 26 年度
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	静岡県・神奈川県・山梨県 (37 市町村)	平成 18 年度
富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書	忍野村	平成 27 年度
山梨県常備消防相互応援協定書	山梨県	昭和 61 年度
山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	山梨県	平成 6 年度
山梨県防災行政無線衛星地球局に係る協定書	山梨県	平成 29 年度
都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定	都留市・上野原市	平成 17 年度
相模原市と道志村との消防相互応援協定	相模原市	平成 17 年度
道志村防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力株式会社	平成 22 年度
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会、山梨県 公共嘱託登記土地家屋調査士会	平成 25 年度
災害時における水道施設等応急対応協定	水道機工株式会社	平成 25 年度
災害時における応急対策業務に関する細目協定書	道志村建設業協会	平成 28 年度
災害時における畳の提供に関する協定書	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト 実行委員会	平成 28 年度
災害時における LP ガスの供給等に関する協定書	山梨県エルピーガス協会都留地区	平成 29 年度
大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	平成 29 年度
特設公衆電話設置に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成 29 年度
災害時における情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 30 年度
大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	山梨県弁護士会	平成 30 年度
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成 27 年度

## 7-2 災害時における相互応援に関する協定書

【協定締結先：横浜市】

山梨県道志村と横浜市は、明治30年に道志川から取水を始めて以来、水を通じて相互の理解と友好を深めてきた。この固い絆を踏まえ、災害時において相互に協力し合い、迅速かつ円滑な応急活動及び復旧・復興活動ができるよう、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害の発生により、道志村(以下「甲」という。)又は横浜市(以下「乙」という。)のいずれかの区域において当該自治体のみでは対応が難しい被害が発生した場合で、一方の自治体が被害を受けていないときに、その災害に対する応急活動及び復旧・復興活動を迅速かつ円滑に遂行するため、相互に応援をすることに関して必要な事項を定める。

(応援の要請)

第2条 応援要請は、原則として、被害を受けた甲又は乙から口頭で行うものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援する内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被害者の一時受入れ
- (2) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供
- (3) 両市村住民生活の復旧・復興等に必要な職員の派遣及び資機材等の提供
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、第2条の要請を行った自治体の負担とする。ただし、双方の協議によっては、この限りでないものとする。

- 2 派遣職員が、応援活動中又は応援活動に従事したことにより被った災害に対する補償は、職員を派遣した自治体が行うものとする。
- 3 派遣職員が、応援活動中に第三者に村外を与えた場合は、被災地との往復途中に生じたものを除き、第2条の要請を行った自治体はその賠償に要する費用を負担するものとする。

(協議)

第5条 第3条に定める応援内容の詳細及び、この協定に定めのない事項並びにこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日から、甲又は乙いずれかから協定を改訂する意思表示がなされるまで効力を有する。

- 2 この協定について改訂する必要があるときは、甲又は乙は相手方に申し出るものとする。

(施工期日)

第7条 この協定は、協定締結日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年10月22日

甲 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1  
道志村長

乙 神奈川県横浜市中区港町 1 丁目 1 番地  
横浜市長

### 7-3 富士東部伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

【静岡県・神奈川県・山梨県（37市町村）】

（趣旨）

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村(以下「協定市町村」という。)は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村(以下「被災市町村」という。)が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の要請）

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

（自主的活動）

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（指揮権）

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

（災害補償等）

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものにつ

いては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条及び消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市	神奈川県	小田原市
静岡県	熱海市	神奈川県	南足柄市
静岡県	三島市	神奈川県	中井町
静岡県	富士宮市	神奈川県	大井町
静岡県	伊東市	神奈川県	松田町
静岡県	富士市	神奈川県	山北町
静岡県	御殿場市	神奈川県	開成町
静岡県	下田市	神奈川県	箱根町
静岡県	裾野市	神奈川県	真鶴町
静岡県	伊豆の国市	神奈川県	湯河原町
静岡県	河津町	山梨県	富士吉田市
静岡県	南伊豆町	山梨県	身延町
静岡県	松崎町	山梨県	道志村
静岡県	函南町	山梨県	西桂町
静岡県	清水町	山梨県	忍野村
静岡県	長泉町	山梨県	山中湖村
静岡県	小山町	山梨県	鳴沢村
静岡県	芝川町	山梨県	富士河口湖町
静岡県	富士川町		

## 7-4 富士山火山噴火時における忍野村の広域避難に関する覚書

【協定締結先：忍野村】

富士山の噴火及び噴火のおそれ(以下「噴火時」という。)があり、広域避難を要する場合における、忍野村から道志村への広域避難に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、噴火時に富士山麓地域の広域にわたって火山被害が見込まれる場合に、災害対策基本法第86条の8、第86条の10及び「富士山火山広域避難計画」(平成27年3月：富士山火山防災対策協議会)に基づき、広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(避難の調整等)

第2条 山梨県は、忍野村が噴火時に広域避難の必要がある場合、予め広域避難対象者を把握した上で、道志村における一時集結地、受入避難所(以下「避難所」という。)及び収容可能数の状況を把握し調整を行い、決定事項を忍野村、道志村の相互に伝達する。

2 忍野村は、第1項の伝達を受け、道志村(災害支援本部等)に職員を派遣する。

3 道志村は、第1項の伝達を受け、一時集結地、避難所の開設準備を行う。また忍野村から派遣された職員は避難所開設、避難所運営準備等の業務を行う。

(避難の実施)

第3条 忍野村は、前条第3項の開設準備が整い次第、避難対象者に対する避難勧告、避難指示等を発令時に、道志村の一時集結地・避難所を示し、避難対象者は示された施設に避難を開始する。

(避難所の運営主体)

第4条 避難所の運営は、原則として忍野村及びその自主防災会、自治会等で行う。なお避難初期において運営体制が整わない場合、道志村は円滑な運営ができるように支援する。

(避難所の開設期間)

第5条 避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数(7日間)を基本とする。ただし災害の状況により開設期間の延長にも対応する必要がある場合、忍野村は山梨県及び道志村と協議を行うものとする。

(駐車場の確保)

第6条 避難車両の超過により避難所の駐車区域が不足する場合、山梨県、忍野村は、道志村の協力を得て、学校施設のグラウンド、その他の公共施設や民間施設の活用を検討するなど、駐車場の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 避難に要した経費及び避難所の運営経費は、忍野村が負担する。

2 忍野村が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、道志村は一時繰替支弁するものとする。

(平常時の連携)

第8条 忍野村及び道志村は、この覚書に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、平素から火山防災に関する情報交換、協働による防災訓練等の相互の連携を平常時より行うように努める。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、忍野村及び道志村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、忍野村及び道志村が記名・押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成28年3月15日

(受入村)

山梨県南都留郡道志村 6181-1 番地

道志村長 長 田 富 也

山梨県南都留郡忍野村忍草 1514 番地

忍野村長 天 野 多 喜 雄

## 7-5 山梨県常備消防相互応援協定書

【協定締結先：山梨県】

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）の管轄区域内において大規模な火災、事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地（以下「受援組合等」という。）の長が、次のいずれかの該当する場合に、他の協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が応援組合等の管轄区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 受援組合等の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認める場合。
- (3) その災害を防除するため、応援組合等の保有する機械器具等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして電話等により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、機械器具等の種別及び数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援組合等の長が、前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援組合等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻、出動人員、機械器具等の種別及び数量、到着予定時刻等を、また、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援組合等の現地最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告義務)

第5条 応援隊の長は、応援消防活動の結果を現地最高責任者に、また、受援組合等の長は、災害の概要を消防活動終了後速やかに応援組合等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援要請に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は応援組合等が負担する。
- (2) 応援隊の消防活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援組合等が負担する。
- (3) 応援隊員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものについては受援組合等が、また、往路、帰路に生じたものについては、応援組合等が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- (4) 前3号に定める経費以外の経費については、当事者の協議により決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定組合等の協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

甲府地区広域行政事務組合管理者  
都 留 市 長  
富士五湖消防組合管理者  
大 月 市 長  
峡北広域行政事務組合代表理事  
東八代広域行政事務組合代表理事  
峡南広域行政組合代表理事  
東山梨消防組合管理者  
上 野 原 町 長  
峡西消防組合管理者

## 7-6 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

【協定締結先：山梨県】

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員(以下「航空隊員」という。)の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書(昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。)第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

申府市丸の内一丁目6-1

甲 山梨県知事  
乙 各市町村  
消防管理者

## 7-7 山梨県防災行政無線衛星地球局に係る協定書

【協定締結先：山梨県】

山梨県(以下「甲」という。)は、道志村(以下「乙」という。)と山梨県防災行政無線に係る衛星地球局(以下「衛星地球局」という。)の設置及び維持管理について、次の条項により協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、甲が乙の施設に設置する衛星地球局に係る設置運用、維持管理及び経費負担について、必要な事項を定めるものとする。

(乙の施設の供用)

第2条 乙は、衛星地球局の設置にあたり必要な庁舎施設及びその他の附属設備、工作物並びに敷地を甲と供用するものとする。

2 供用に伴う経費については、乙の負担とする。

(衛星地球局の設備内容)

第3条 設置する衛星地球局には、別表の機器類を基準とし、必要に応じて関連する装置を置くものとする。(以下「衛星通信設備」という。)

(衛星地球局の運用)

第4条 乙は、衛星地球局の利用にあたっては、電波法(昭和25年法律第131号)、(一財)自治体衛星通信機構との地球衛生通信ネットワーク利用契約約款(以下「契約約款」という。)及び山梨県防災行政無線網管理運営規程並びに山梨県防災行政無線網管理運営要領の定めるところにより運用するものとする。

(衛星地球局の維持管理)

第5条 衛星地球局の日常の維持管理は、乙が行うものとする。

2 衛星地球局に故障等障害が生じたときは、乙は速やかに、甲に通報するものとする。

(経費)

第6条 衛星地球局の設置及び維持管理に要する経費の負担は次のとおりとする。

2 衛星地球局の設置及び保守点検に要する経費は、甲が負担するものとする。

3 衛星地球局の維持管理に要する経費の負担は次のとおりとする。

(1) 衛星地球局の故障復旧に要する経費は、甲の負担とする。

(2) 契約約款第4章に定める料金等は乙の負担とする。

(3) 衛星通信設備に係る電気料、消耗品等の代金は乙の負担とする。

(4) 衛星利用分担金は、乙の負担とする。

(5) 乙が善良な管理を怠ったために生じた衛星地球局の故障復旧に要する経費は乙の負担とする。

(6) 乙の都合により衛星通信設備の変更工事を行う場合、当該工事に要する経費は、乙の負担とする。ただし、工事施工にあたっては事前に甲に協議するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、疑義が生じた事項、改定を必要とする事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は設備の更新が完了した日から効力が発生するものとし、平成6年4月1日付で甲と乙とが締結した「山梨県防災行政無線市町村衛星地球局に係る協定書」は、同日限り廃止する。

以下のとおり協定した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月23日

(甲) 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事 後藤 斎

(乙) 山梨県南都留郡道志村6181番地1

道志村長 長田 富也

## 7-8 都留市・上野原市・道志村消防相互応援協定

【協定締結先：都留市・上野原市】

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく、都留市・上野原市・道志村（以下「協定市村」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は救急救助事故等の発生の際、協定市村相互の消防力を活用して災害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 火災応援

別表の区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は応援側の消防本部及び消防団から1隊以上出動させる。

(2) 救急救助応援

協定市村の管轄区域内に発生した救急救助事故等により、被応援側の長の応援要請を受けた場合、応援側は速やかに1隊以上出動させる。

(3) 特別応援

協定市村の管轄区域内に大火災又は集団火災等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出動隊は、すべて現場の被応援側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出動隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、それ以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は、協定市村の長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど協定市村の長が協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本3通を作成し協定市村が各1通を保管するものとする。

### 附 則

この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

別表（第3条）

都留市側の応援区域	上野原市側の応援区域	道志村側の応援区域
上野原市無生野地区	都留市朝日曾雌地区 上野原市と道志村との境界からおおむね1キロメートルの範囲内。	上野原市と道志村との境界からおおむね1キロメートルの範囲内。

平成17年4月1日

都留市長 小林 義 光  
上野原市長 奈良 明 彦  
道志村長 佐藤 卓 司

## 7-9 相模原市と道志村との消防相互応援協定

【協定締結先：相模原市】

相模原市（以下「甲」という。）と道志村（以下「乙」という。）は、消防相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用してその被害を最小限度に防止することを目的とする。

第2条 この協定により出場する消防隊は、非常勤の消防団員による消防隊（以下「消防隊」という。）とし、相互応援の方法は、次のとおりとする。

### (1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側は消防隊を出場させるものとする。

### (2) 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災等が発生した場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援させるものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに消防隊を出場させるものとする。ただし、甲又は乙の区域内に、災害又は止むを得ない事情がある場合、若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲乙間で協議して決定するものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

### 附 則

1 この協定は、平成18年3月20日から効力を生ずる。

津久井町

2 消防相互応援協定（昭和41年3月31日）は、廃止する。

道志村

平成18年3月20日

甲 相模原市長 小川 勇 夫

乙 道志村長 大田 昌 博

別表（第2条関係）

普通応援出場区域表

相模原市側の応援区域	道志村側の応援区域
道志村 月夜野	相模原市 津久井町のうち音久和

## 7-10 道志村防災行政無線の使用に関する覚書

【協定締結先：東京電力株式会社】

道志村（以下「甲」という。）と、東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、電力供給に係る事故停電が発生した場合における、道志村防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

第2条 乙は、電力供給に係る停電事故（自然災害・需給逼迫等）が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により依頼を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第3条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故の原因（判明している場合）
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年2月8日

(甲) 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1  
道志村長 長 田 富 也

(乙) 山梨県大月市御太刀 2 丁目 2 番 14 号  
東京電力株式会社山梨支店  
大月支社長 跡部 仁

## 7-1-1 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

【協定締結先：山梨県土地家屋調査士会・山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会】

道志村（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、道志村内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、道志村内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、村民からの相談の補助にすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員に人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1 通を各自保有する。

平成 25 年 6 月 27 日

甲 南都留郡道志村 6181 番地 1

道志村長

乙 山梨県甲府市国母八丁目 13 番 30 号

山梨県土地家屋調査士会

会 長

公益社団法人

山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理 事 長

## 7-12 災害時における水道施設等応急対応協定

### 【協定締結先：水道機工株式会社】

山梨県道志村（以下「甲」という。）と水道機工株式会社東京支店（以下「乙」という。）とは、災害時の応急対応業務に関して、次の通り協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定書は、甲が所管する水道施設に大規模災害が発生した場合、又はその恐れがある場合、並びに事故発生時において甲が管理する水道施設等の機能の確保及び回復（以下「応急対応業務」という。）に、甲乙協力のもと、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

#### （連絡体制）

第2条 乙は、本協定に基づく応急対応業務を円滑に実施するため協定締結後に、乙の緊急連絡先について、甲に提出するものとする。連絡先は代理店等を含んでも構わない。

2 乙は、緊急連絡先に変更が生じた時には、速やかに甲に新たな緊急連絡先を提出しなくてはならない。

#### （協力の要請及び受託）

第3条 甲は、応急対応業務を実施する必要があると認めるときは、乙にその業務についての協力を要請することができるものとする。

2 乙は前項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り甲の要請を受託するものとする。

3 前項の協力の要請及びその受託は文書により行う。ただし、やむを得ない場合には、口頭により行うことができるものとし、その後文書を交わすものとする。

#### （業務の実施）

第4条 乙は、第3条の規定に基づき甲の災害時の応急対応業務の要請を受託したときは、甲の指示に従い、直ちに応急対応業務を実施するものとする。この場合、当該業務は、その目的を達成するための必要最小限度のものとする。

2 災害時の応急対応業務に関して、補修工事等の必要が生じた際は、甲乙協議の上、取り決める。要した費用についても同じく甲乙協議の上取り決める。

又、乙は適宜、工事進捗及び完了を甲に報告すると共に、報告書を整備、提出するものとする。

3 乙は、災害時の応急対応業務について、第三者に損害を与えないように特段の注意を払うものとする。

#### （有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲乙いずれも異議のない場合には、その翌日から1年間有効期間を延長し、以後この例によるものとする。

(補則)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月5日

甲 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1  
道志村長 長 田 富 也

乙 東京都世田谷区桜丘 5-48-16  
水道機工株式会社 東京支店  
支店長 小 山 康 夫

### 7-13 災害時における応急対策業務に関する細目協定書

【協定締結先：道志村建設業協会】

山梨県道志村長（以下「甲」という。）と道志村建設業協会（以下「乙」という。）とは、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」第5条に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、地すべり防止及び急傾斜地防止等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合、又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び山梨県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救出及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ協力要請により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく山梨県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急協力者（以下「協力者」という。）を名簿に取りまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し必要と認める場合は、管内をいくつかの災害応急対策区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集担当者を定め、個々の公共土木施設の被害状況を調査、収集する責任を明確にしておくものとする。

（被災情報の報告）

第5条 被災情報収集担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、応急復旧工事が必要な箇所について、甲及び乙は、災害応急対策区域ごとに予め定めた複数の災害応急対策区域担当者の中から、災害応急復旧工事施行者を決定することができる。

(協力要請)

第7条 甲は、第1条の目的を達成するため、必要があると認めたときは、乙に対し協力要請書により協力を要請する。

2 協力要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を取り交わすものとする。協力要請書は甲及び乙各々が各1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 乙は、前条により甲の要請があったときは、第6条において決定した施行者により、甲の指示に従い速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施行者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられる様手続きをとるものとする。

5 施行者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施行者から前条第5項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき及び4月1日に報告するものとする。

(損害補償)

第11条 第7条の規定により、応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年山梨県条例第55号)を適用する。

(協定の効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲・乙いずれかからもそれぞれの相手方に対して文言により異議

の申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 道志村  
村 長 長 田 富 也

乙 道志村建設業協会  
会 長 渡 辺 義 昭

## 7-14 災害時における畳の提供に関する協定書

### 【協定締結先：5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会】

道志村（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、村内で地震、風水害等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が開設する避難所等の運営において必要となる畳の提供について必要な事項を定めることにより、村民の安全の確保に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時に乙に対して畳の提供を要請することができ、乙は、この要請に対し、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 前項の乙の協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 畳の調達
- (2) 避難所等までの畳の搬送
- (3) 畳の設置

（要請手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の要請を行う場合は電話等にて必要な畳の枚数、受領の日時及び場所等を明示して畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急時において乙は甲の要請がなくとも協力できるものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（畳の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が提供する畳の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、畳を確認のうえ引き取るものとする。

2 畳の運搬は、甲乙がお互いに協力するものとし、甲は可能な範囲で緊急車両又は優先車両として進行できるよう対処する。

（費用負担）

第6条 本協定第2条第2項第1号から第3号に関する費用負担については、無償とする。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月28日

甲 山梨県南都留郡道志村6181番地の1  
道志村長 長 田 富 也

乙 長野県長野市南長池351番地  
5日5000枚の約束。プロジェクト実行委員会  
甲信地区委員長 左 右 田 光

《道志村との連絡窓口店》

有限会社 権正豊店

山梨県富士吉田市下吉田東2-10-16

電話 0555-22-2481 (連絡責任室 権正 哲夫)

## 7-15 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書

### 【協定締結先：山梨県エルピーガス協会都留地区】

道志村（以下「甲」という。）と、山梨県エルピーガス協会都留地区（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるLPガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器具など必要な設備を含む。以下「LPガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

#### （要請）

第2条 甲は、災害時に避難所等からLPガス等の供給を求められたとき、又は自らが調達の必要を認めたときは、乙にLPガス等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請にあたり、乙に対して口頭で行うものとし、事後に、別紙1を提出するものとする。

#### （実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受託し、速やかに協力を実施するものとする。

2 前項の規定により供給したLPガス等について、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

3 乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙2を甲に提出するものとする。

#### （費用の負担）

第4条 前条の協力に要する費用（人件費を除く。）は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用については、別紙2に基づき、災害時前における適正価格を基準として甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

#### （情報交換等）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びLPガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

#### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

#### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 7 月 14 日

(甲) 山梨県南都留郡道志村

村長 長 田 富 也

(乙) 山梨県エルピーガス協会都留地区

地区長

## 7-16 大規模災害時における被災者支援に関する協定書

【協定締結先：山梨県行政書士会】

道志村（以下「甲」という。）と山梨県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、被災者支援のため必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を改定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、大規模災害時に被災者の支援を効率的に行う為に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に災害対策本部を設置し、かつ村内に災害救助法が適用された場合において、行政書士の協力が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定により、甲が乙に要請する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の設置

(2) 罹災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力要請し、乙が要請に応じて行う甲への会員の派遣。

(3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、第2条による協力要請を行うときは、業務の内容、業務を実施する場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、その要請を実施するための体制を速やかに確立し、その状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の申請に直ちに対応できる体制を確立できるよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確立するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

(相談者の負担)

第7条 前条の規定に基づき、乙の会員が行う行政書士業務に関わり、行政書士業務の経費以外に実費が必要となる場合については、その実費は相談者が負担する。

(業務中の災害補償)

第8条 第3条の規定により、甲の要請により乙の会員が業務中に受けた負傷及び死亡した場合の災害補償は、乙の負担とする。

(情報交換及び協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進できるよう平時から情報交換を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月7日

甲 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1  
道志村長

乙 山梨県甲府市丸の内丁目27番5号  
山梨県行政書士会  
会長

## 7-17 特設公衆電話設置に関する覚書

### 【協定締結先：東日本電信電話株式会社】

道志村（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する災害時用公衆電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用並びに管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

#### （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

#### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙互いに情報管理に努めるものとする。なお、保管にあたっては、甲及び乙は情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

#### （通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

#### （電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

#### （移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。

ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担で行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年4月21日

甲 道志村長  
長田 富也

乙 東日本電信電話株式会社  
山梨支店長  
安藤 耕治

## 7-18 災害時における情報発信等に関する協定

【協定締結先：ヤフー株式会社】

道志村（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、村内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が村民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 甲が、村内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 甲が、村内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 甲が、災害発生時の村内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 甲が、村内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。

(7) 甲が、村内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞ

れの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年7月23日

甲：山梨県南都留郡道志村6181番地1  
道志村役場  
道志村長 長田 富也

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

## 7-19 大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

【協定締結先：山梨県弁護士会】

道志村(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは、道志村内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)において、村民(村内に避難してきた被災者を含む。以下、同じ)に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協議)

第1条 甲は、大規模災害時において、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは、乙と協議の上法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも、前項の例による。

(相談担当者の連絡)

第2条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、乙は、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

3 大規模災害時に他の市町村においても被害が発生している場合には、乙は、その被害の状況、山梨県または他の市町村からの法律相談実施の要請の状況、乙の会員の被災状況等から法律相談担当者の体制を決定するものとし、甲は、乙の判断を尊重するものとする。

(相談場所の確保及び広報)

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、市民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や体制整備等に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方またはいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1

道志村長 道志村長 長田 富也

乙 山梨県甲府市中央 1 丁目 8 番 7 号

山梨県弁護士会会長 甲光 俊一

## 7-20 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

【協定締結先：山梨県】

山梨県(以下「甲」という。)と道志村(以下「乙」という。)は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

第2条 この協定は、平成28年1月1日から適用する。

第3条 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱を変更する必要があるときは、甲と乙があらかじめ協議するものとする。

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年11月25日

甲 山梨県知事 後藤 斎

乙 道志村長 長田 富也

## 第8節 その他

### 8-1 気象情報の種類と発表基準

#### (1) 予報・警報の種類と定義

種類	定義
天気予報	予報発表時から3日以内の風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を24時間先まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を24時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	発表日翌日から7日間（信頼度を含む。）の天気、降水確立、気温等の予報
気象情報	気象等の予報に関する台風その他の異常気象等についての情報
注意報	気象等により災害が起こる恐れがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こる恐れがあるときに、その旨を警告する予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
特別警報	気象等により重大な災害が起こる恐れが著しく大きいときに、その旨を警告する予報。
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村を対象に発表する情報。
早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として [高]、[中] の2段階で発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は、解析したとき、速やかに発表する情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報

#### (2) 注意報・警報の種類と発表基準

種類	現象の種類	発表基準	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準：11以上	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準：169以上	
	洪水	流域雨量指数基準（道志川流域）：22.3以上	
	暴風	平均風速：20m/s以上	
	暴風雪	平均風速：20m/s以上 雪を伴う	
注意報	大雪	12時間降雪の深さ30cm以上	
	大雨	表面雨量指数基準：8以上、土壌雨量指数基準：125以上	
	洪水	流域雨量指数基準（道志川流域）：17.8以上	
	強風	平均風速：12m/s以上	
	風雪	平均風速：12m/s以上 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ10cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される時	
	濃霧	視程：100m以下	
	乾燥	最小湿度25%以下かつ実効湿度50%以下（河口湖特別地域気象観測所の値）	
	なだれ	表層なだれ	24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき
		全層なだれ	積雪50cm以上、最高気温が15℃以上（甲府地方気象台）かつ24時間降水量が20mm以上
低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
霜	早霜・晩霜期 最低気温3℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量100mm以上	

### (3) 特別警報の発表基準

種類	現象の種類	発表基準	
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の 温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪		雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報「震度6弱以上」を特別警報に位置付ける)	
	火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)警戒レベル4以上を特別警報に位置付ける)	

### (4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

種類	発表基準
記録的短時間 大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか起こらないような1時間に100mm前後の猛烈な雨が観測された場合

## 8-2 雨量・水位観測施設一覧

### (1) 雨量観測施設

雨量観測所名	管理者	雨量観測場所
大山橋	富士・東部建設事務所吉田支所	道志村 9250
都留市消防本署道志出張所(気象観測装置)	道志村役場	道志村 6254-1

### (2) 水位観測施設

水位観測所名	管理者	水位観測場所	水防団待機水位	氾濫注意水位
大山橋	富士・東部建設事務所吉田支所	道志村 9250	0.80m	1.40m
大川戸橋	富士・東部建設事務所吉田支所	道志村 6221-2	-	-

### 8-3 富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定。）</li> <li>顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している。</li> </ul>
			4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される。（火口出現が想定される範囲は危険）</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近く	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。</li> </ul>
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）</li> </ul>

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m<sup>3</sup>を大規模噴火、2千万～2億m<sup>3</sup>を中規模噴火、2百万～2千万m<sup>3</sup>を小規模噴火とする。

## 8-4 富士山噴火に関連する情報に伴う広報

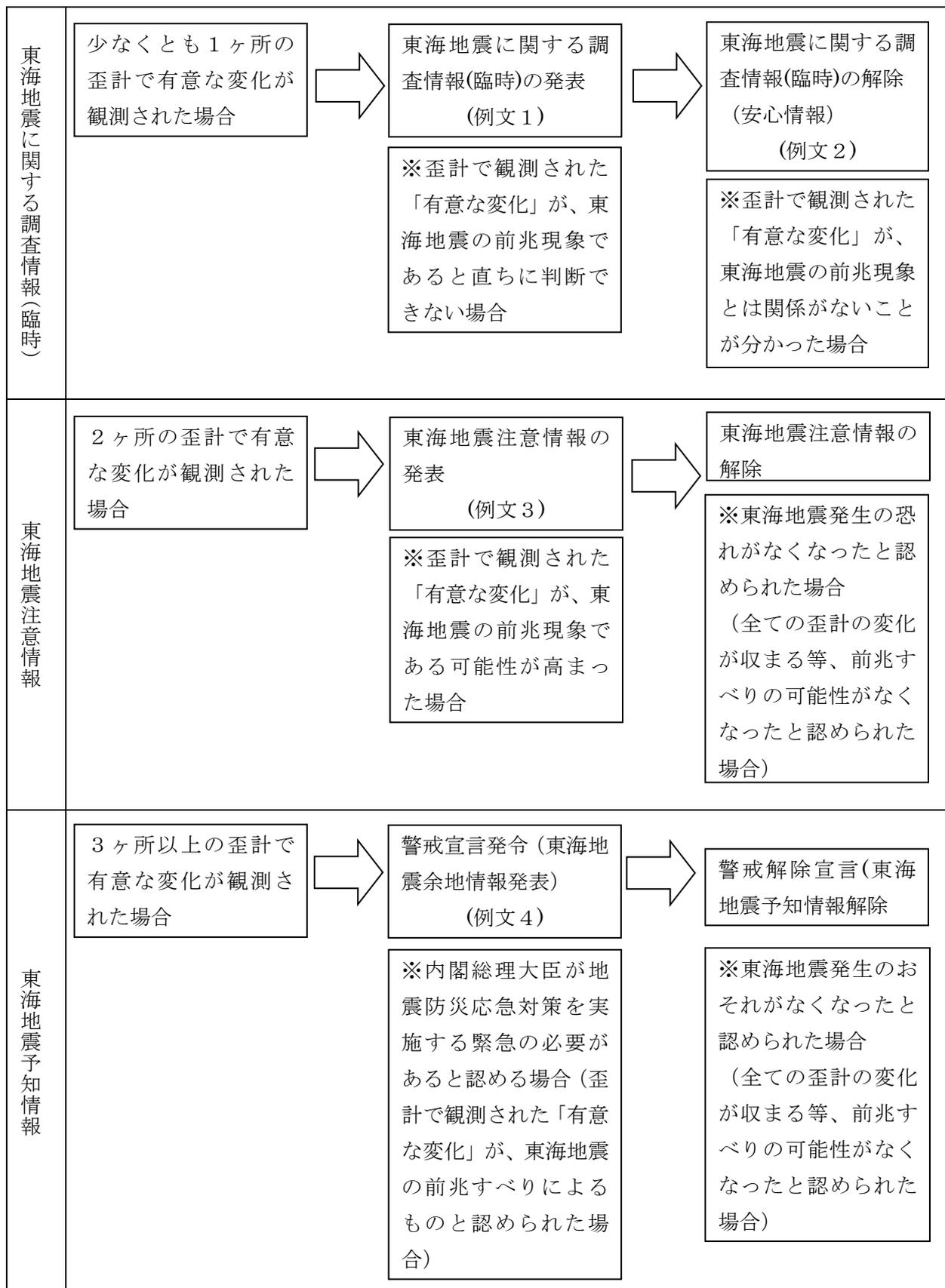
### (1) 避難情報等の情報伝達例文

区分	情報伝達例文
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは、防災どうしです。</li> <li>・富士山の入山規制についてお知らせします。</li> <li>・現在、富士山には噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されています。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって入山規制を実施します。</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区・・・です。</li> <li>・登山者及び地区内の入山者並びに居住者は直ちに退去してください。</li> </ul>
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは、防災どうしです。</li> <li>・富士山の噴火に関する避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。</li> </ul> <p>現在、富士山には噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって避難準備・高齢者等避難開始を発表します。</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区・・・です。</li> <li>・対象地区の居住者は、噴火に備えて避難の準備を始めてください。</li> <li>・避難に支援が必要な方と支援者の方については、〇〇(所定の避難先)へ避難してください。</li> </ul>
避難勧告	<p>(サイレン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは、防災どうしです。</li> <li>・富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されました。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって避難勧告を発令しました。</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区・・・です。</li> <li>・対象地区の居住者は所定の避難先へ避難してください。</li> </ul>
避難指示(緊急)	<p>(サイレン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは、防災どうしです。</li> <li>・富士山に噴火警戒レベル5（避難）が発表されました。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって避難指示を発令しました。</li> <li>・対象地区は、〇〇地区、〇〇地区・・・です。</li> <li>・対象地区の居住者は、〇〇時〇〇分までに地区から離れ、安全な場所へ避難してください。</li> </ul>
警戒区域の設定	<p>(サイレン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは、防災どうしです。</li> <li>・現在、富士山には噴火警戒レベル5（避難）が発表されています。</li> <li>・本日〇〇時〇〇分をもって警戒区域を設定しました。</li> <li>・設定地区は、〇〇地区、〇〇地区・・・です。</li> <li>・対象地区にいる方は直ちに退去してください。</li> </ul>

(2) 各段階における情報伝達・広報項目

実施時期	分類	項目例
噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意)	噴火への備え	避難先・避難方法・避難実施時期の再確認／避難時持ち出し品の準備・再確認／落ち着いた行動をとること／風評・うわさ話に惑わされないこと／正しい情報の入手を心掛けること／火山の成り立ち、噴火の履歴、地質・地形学、火山が地域社会に与える恩恵などの富士山に関する基礎知識 等
噴火警戒レベル1 (情報収集体制)	火山活動の現状及び今後の見通し	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の一／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火山活動の推移予測 等
噴火警戒レベル3	入山規制	危険の高まりによる入山規制の実施情報／入山規制の実施範囲／入山規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始(避難勧告等) 等
噴火警戒レベル4、5	避難勧告、 避難指示(緊急)	避難勧告等／対象範囲、対象者／避難先／避難方法／避難勧告等の解除の見通し 等
噴火開始後	被害状況	噴火に伴う現象による被害の発生状況／道路不通箇所等
	防災対応状況	課庵減少の推移予想(可能な限り)／対策本部設置状況／避難実施・完了状況／被災地における各種応急活動／各種復旧作業の実施状況と復旧の見通し／住民や事業者に対する支援事業 等
	安否情報	避難者収容状況／災害用伝言ダイヤル、災害情報掲示板等の活用方法 等
噴火警戒レベル2 (引き下げ時)	火口周辺規制	地震発生状況／低周波地震発生状況／地殻変動状況／各種観測データから総合的に判断される火山活動状況／噴火予測／火口の位置／噴火形態・規模／噴火に伴う現象の影響範囲及び拡大(縮小)見通し／火山活動の推移予測／火口周辺規制の実施範囲／火口周辺規制解除の見通し／避難準備・高齢者等避難開始(避難勧告等) 等

## 8-5 東海地震に関連する情報に伴う広報



## (1) 東海地震に関連する情報 広報例文 1

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関する調査情報（臨時）」  
「発表時」における広報用の例文

[歪計に観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

- こちらは、防災どうしです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関する調査情報（臨時）」が発表されました。
- この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測されていますが、この現象が直ちに東海地震の前触れであると「判断できない」場合に発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する）
- すでに、村では、情報収集体制を取っております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、村からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 住民の皆さんは、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

## (2) 東海地震に関連する情報 広報例文 2

東海地震に関連する情報のうち「東海地震に関する調査情報（臨時）」  
「解除時」における広報用の例文

[歪計に観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象とは関係がないことがわかった場合のもの]

- こちらは、防災どうしです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関する調査情報（臨時）」の解除（安心情報）が発表されました。
- この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分に発表されていた「調査情報（臨時）」について、観測されていた現象が東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。
- （※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する）
- 住民の皆さんは、ご安心ください。

### (3) 東海地震に関連する情報 広報例文 3

#### 東海地震注意情報発表時における広報用の例文

- こちらは、防災どうしです。
- さきほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、村や国、県、防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 住民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合は、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることとなります。
- 従って、住民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

### (4) 東海地震に関連する情報 広報例文 4

#### 「警戒宣言」発令時における広報用の例文

- こちらは、防災どうしです。
- さきほど、気内閣総理大臣から東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、村を始め県内の地震防災対策強化地域内では「震度6弱」以上、その隣接地域では「震度5強」程度の強いゆれに見舞われることが予想されますので嚴重な注意をしてください。
- 既に、村、国、県、防災関係機関においては、住民の皆さんの生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ではありますが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、住民の皆さんの冷静沈着な行動が大切です。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものを点検するとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、村の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を活かして、あわてずに落ち着いて行動してください。
- 従って、住民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

## 8-6 東海地震事前避難対象地区及び指定避難所

避難地区（地域）名	世帯数	避難者数	一時避難場所	指定避難所
月夜野	12	22	旧ラバ工場の下	
大渡・野原	22	60	タンポポの前	
久保・笹久根	22	61	みなもと体験館グラウンド	みなもと体験館道志・久保分校
大室指	16	45	大室指バス停前	
椿	24	43	椿荘の駐車場	
小善地	18	34	小善地バス停横広場	
大栗・馬場	57	126	旧道志小学校グラウンド	道志体育館
竹之本	21	58	道志村役場前駐車場	道志村中央公民館
東和出村・西和出村	82	219	道志村民グラウンド	道志小中学校体育館
谷相・川原畑	39	114	道志村保育所グラウンド	
大指・釜之前	40	116	熊野八幡神社	水源の郷やまゆりセンター
東神地・中神地	59	154	北の勢堂前	
下中山・上中山	48	135	道の駅どうし駐車場	道の駅どうし
下善之木・上善之木	54	142	丸杉荘の前	
川村・板橋	37	112	善之木コミュニティセンター駐車場	善之木コミュニティセンター
下白井平	16	50	山光荘前	
上白井平	21	60	御正橋駐車場	
長又	37	90	中村荘前	
合 計	625	1,641		

令和2年4月1日時点

## 8-7 災害用伝言サービスの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話が繋がりにくくなる。このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間の連絡等をスムーズに行うための「災害用伝言用伝言サービス」が通信各社により提供される。

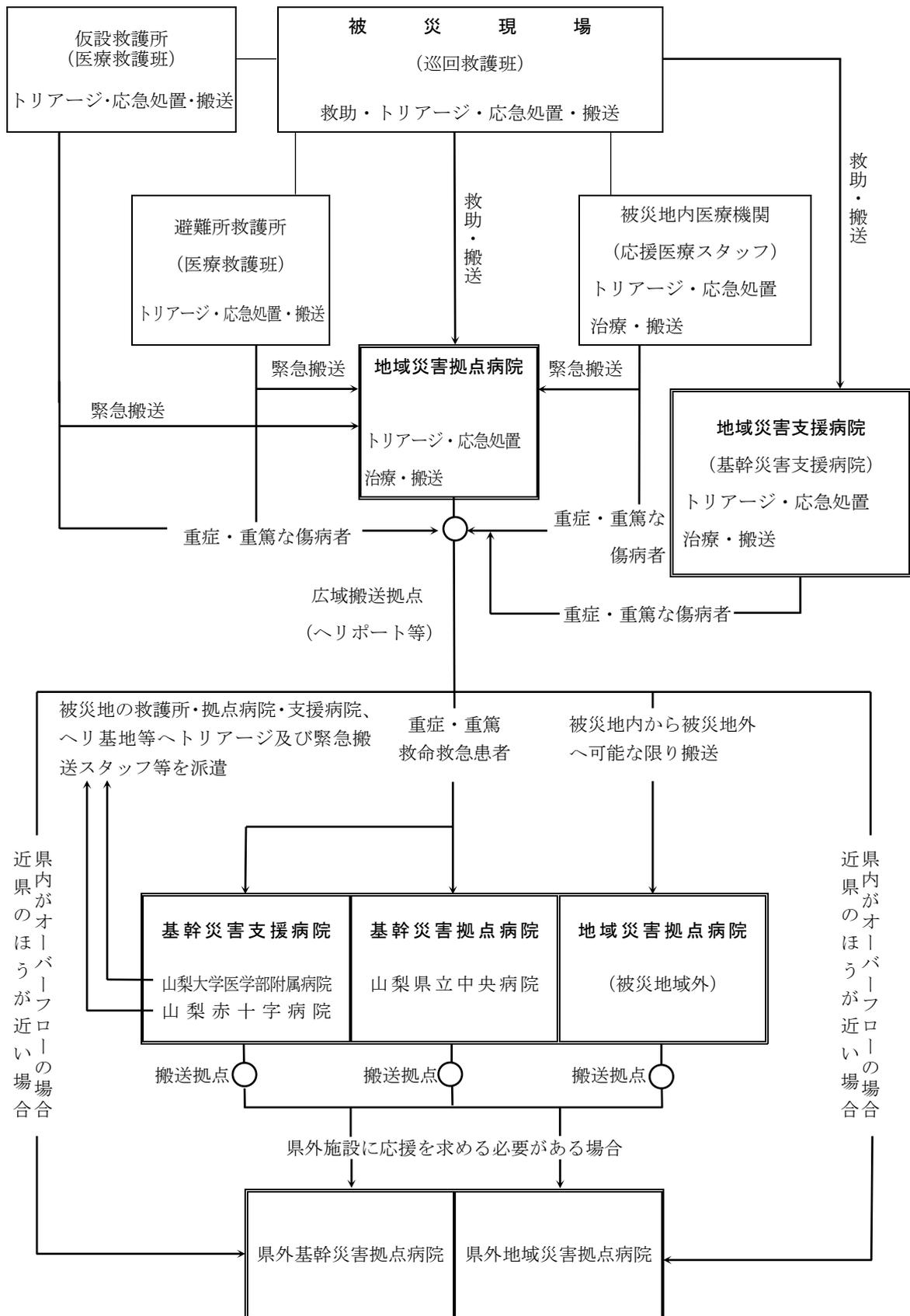
災害用伝言ダイヤル (171)	
概要	被災地の方が、自宅の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができる。
操作手順	<p>1. 171 をダイヤル</p> <p>2. ガイダンスに従って、録音の場合は 1 を、再生の場合は 2 をダイヤル （暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできる。）</p> <p>3. ガイダンスに従って、自宅（被災地）の電話番号、または、連絡をとりたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル</p> <p>4. 伝言を録音・再生することができる</p> <p><b>【利用できる電話】</b></p> <p>災害用伝言ダイヤルは、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線）、公衆電話、ISDN、携帯電話・PHS、IP 電話（050 の電話番号から始まる IP 電話は除く）から利用可能。</p> <p>ただし、伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は 03 等の市外局番で始まる電話番号のみが対象。</p> <p>つまり、携帯電話（090、080）・PHS（070）からは、災害用伝言ダイヤルを利用することはできるが、携帯電話・PHS の電話番号宛に伝言を録音することはできない。</p>
災害用伝言板	
概要	携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できる。
操作手順	<p><b>【伝言の登録】</b></p> <p>1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセス （災害時は各社の公式サイトトップ画面に災害用伝言板の案内が表示。）</p> <p>2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 （登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能。）</p> <p>3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力 （状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能。）</p> <p>4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了</p> <p><b>【伝言の確認方法】</b></p> <p>1. 災害用伝言板にアクセス （伝言の確認は PC 等からも行うことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT ドコモ <a href="http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi">http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi</a></li> <li>・KDDI (au) <a href="http://dengon.ezweb.ne.jp/">http://dengon.ezweb.ne.jp/</a></li> <li>・ソフトバンクモバイル <a href="http://dengon.softbank.ne.jp/">http://dengon.softbank.ne.jp/</a></li> <li>・ワイモバイル <a href="http://dengon.ymobile.jp/info/">http://dengon.ymobile.jp/info/</a></li> </ul>

	<p>2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択。 (確認は全国からのアクセスが可能。)</p> <p>3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS番号を入力し「検索」を押す</p> <p>4. 伝言一覧が表示され、詳細を確認したい伝言を選択</p>
災害用伝言板 (web171)	
概要	パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報(伝言)の登録、確認を行うことができる。
操作手順	<p>1. <a href="https://www.web171.jp/">https://www.web171.jp/</a>へアクセス</p> <p>2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力</p> <p>3. 伝言を登録・確認することができる。(事前に設定することで閲覧者の限定が可能。)</p>
災害用音声お届けサービス	
概要	<p>専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、音声メッセージを送信することができるサービス。</p> <p>NTTドコモ、KDDI(au)、ソフトバンクモバイル、ワイモバイルの各社でサービス提供。</p> <p>平成25年4月1日より災害用音声お届けサービスを提供している通信事業者間で音声メッセージの送付が可能。</p>
操作手順	<p><b>【スマートフォンの場合】</b></p> <p>・以下のアプリケーションを各社のアプリマーケットや Google Play、Apple Store からダウンロード</p> <p>(NTTドコモ:「災害用キット」、KDDI(au):「au災害対策」、ソフトバンクモバイル:「災害用伝言板」、ワイモバイル:「災害用伝言板」)</p> <p><b>【フィーチャーフォンの場合の操作手順】</b></p> <p>・音声ファイルを受信した際はSMSで通知が来る。なお、一部機種を除き、メッセージの送信を行うことは不可。</p>

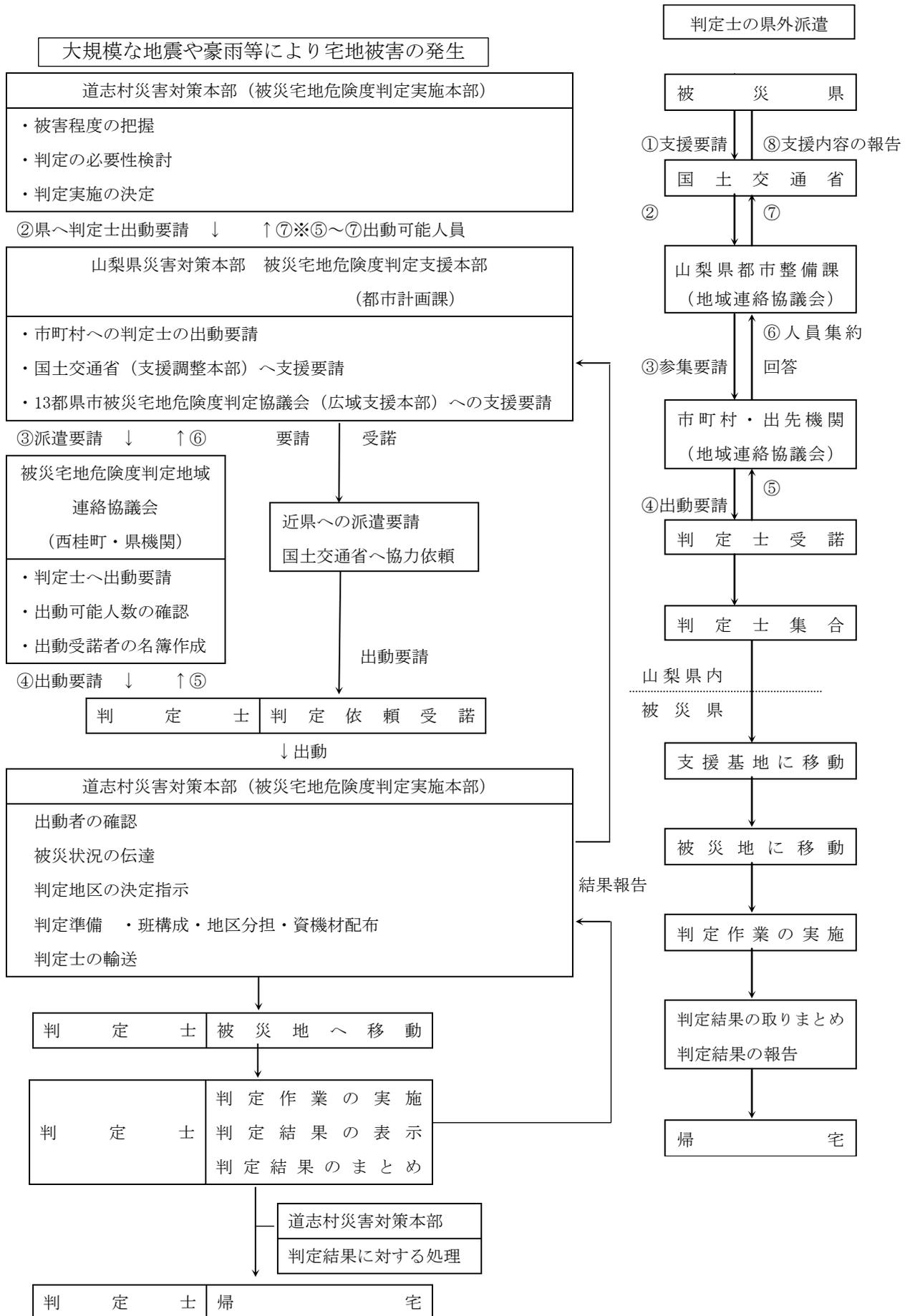
## 8-8 村指定文化財一覧

種類	名称	所在地	所有者
有形	園福寺 阿弥陀三尊像	久保	氏子総代
〃	永見寺 観世音菩薩像	川原畑	氏子総代
〃	若宮八幡神社 神楽殿	竹之本	竹之本神楽保存会
〃	大室八幡神社 本殿	馬場	氏子総代
〃	熊野八幡神社 本殿	川原畑	檀家総代
〃	板碑	戸渡	菅谷誠意
〃	板碑	戸渡	諏訪本次伯
無形	川原畑地区 神楽	川原畑	川原畑神楽保存会
〃	おきゅうだい	神地	神地伝統芸能保存会

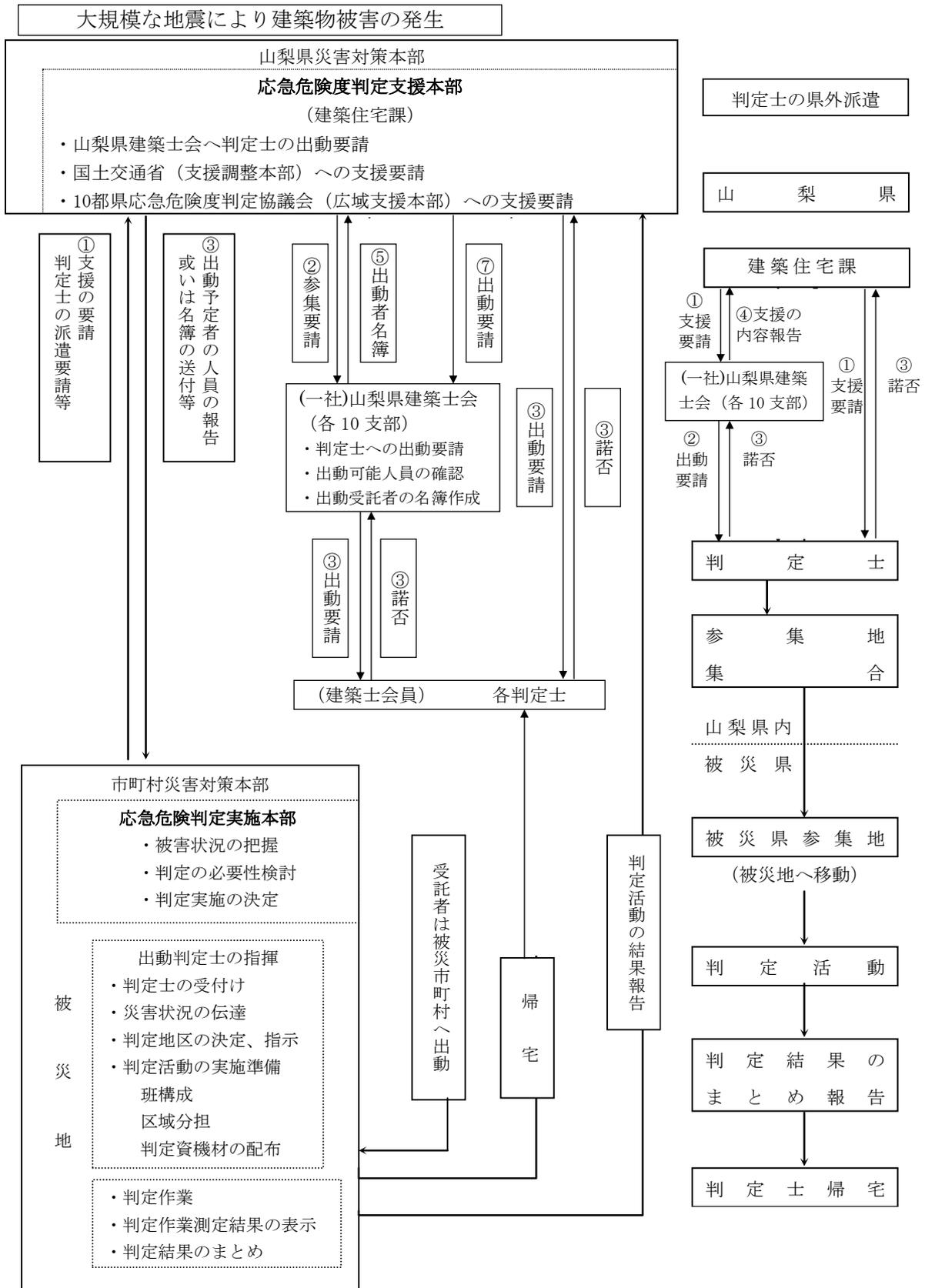
8-9 被災現場側から見た応急医療救護体制



# 8-10 被災宅地応急危険度判定フロー



# 8-11 被災建築物応急危険度判定フロー





第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

道志村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

## 9-2 山梨県消防防災航空隊出場要請様式

第1号様式（4号関係）

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1	要請団体	発信者					
2	災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害		
3	要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送	
4	発生場所 目 標	(市・町・村) 目標					
5	発生日時	年	月	日	曜日	時	分頃
6	事故概要又は 災害概要						
7	気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (	m / s	気温 警報・注意報)	℃
8	必要資機材						
9	出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)				番地 病院
		要請側病院名					病院
10	搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)				番地 病院
		搬送先病院名					病院
11	傷病者等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年	月	日	歳 男・女
12	現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名				
13	地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
14	他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数				機
15	要請日時	年	月	日	曜日	時	分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。							
1	航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン					
2	到着予定時間	年	月	日	曜日	時	分
3	活動予定時間	時間			分		
※その他の特記事項							
				受 信 者			

9-3 山梨県緊急消防援助隊応援要請連絡様式

別記様式 1-2

第	報
年	月 日

山梨県知事 殿  
消防庁長官

道志村長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊  (応援の必要がある 舞台名に○をし、希望 する部隊等を記入す る)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒劇物等対応隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊			B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に な し			密閉空間火災等対応隊	
			特殊装備 部隊	遠距離大量送水隊	
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡 責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	道志村				TEL — — FAX — —

## 9-4 相互応援協定に基づく応援出動要請様式

別記様式3

年	月	日
午前・午後	時	分

応援出動要請

本部長 殿

消防本部消防庁  
市町村長

による災害について、消防組織法第39条の相互応援協定に伴う応援を要請します。

(1)	災害種別	
(2)	災害発生日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	災害発生場所	
	災害状況	
	人的・物的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊家屋に要救助者多数あり。</li> <li>・事故車両に要救助者あり。</li> <li>・高層建物屋上に避難者あり。</li> <li>・同時多発火災により延焼拡大</li> </ul>
(3)	応援要請日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	応援部隊	救助隊 隊、救助隊 隊、消火 隊 特殊車 ( ) 隊、その他 ( ) 隊
	必要資機材	各出動隊の災害対応資機材
(4)	終結場所	
	終結時間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	必要無線波	全国共通波 (1・2・3波) ・県内共通波
(5)	その他必要事項	

9-5 災害報告取扱要領に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県	山梨県			区分	番号	被害
災害者 年月日	年	月	日	報	第	報
報告者名						
区	分	番号	被害			
人的被害	死者	人	1			
	行方不明	人	2			
	負傷者	重傷	人	3		
		軽傷	人	4		
住家被害	全壊	棟	5			
		世帯	6			
		人	7			
	半壊	棟	8			
		世帯	9			
		人	10			
	一部破損	棟	11			
		世帯	12			
	床上浸水	棟	14			
		世帯	15			
	床上浸水	人	16			
		棟	17			
		世帯	18			
		人	19			
	非住家	公共建物	棟	20		
その他		棟	21			
田		流出・埋没	ha	22		
畑	冠水	ha	23			
	流出・埋没	ha	24			
その他	冠水	ha	25			
	文教施設	箇所	26			
	病院	箇所	27			
	道路	箇所	28			
	橋梁	箇所	29			
	河川	箇所	30			
	港湾	箇所	31			
	砂防	箇所	32			
	清掃施設	箇所	33			
	崖崩れ	箇所	34			
	鉄道不通	箇所	35			
	被害船舶	隻	36			
	水道	戸	37			
	電話	回線	38			
	電気	戸	39			
	ガス	戸	40			
	ブロック塀等	箇所	41			
	社会福祉施設	戸	42			
ガードレール	箇所	43				
	罹災世帯数	世帯	44			
	罹災者数	人	45			
火災発生	建物	件	46			
	危険物	件	47			
	その他	件	48			

区分	番号	被害	都道府県災害	対策本部	名称		
公共文教施設	千円	49	設置市町村名	災害対策本部	設置	年 月 日 時	
農林水産業施設	千円	50			解散	年 月 日 時	
公共土木施設	千円	51					
その他の公共施設	千円	52					
小計	千円	53					
公共施設被害市町村数	団体	54	適用市町村名	災害救助法	計	団体	
その他	農産被害	千円			55		
	林産被害	千円			56		
	畜産被害	千円			57		
	水産被害	千円			58		
商工被害	千円	59					
その他	千円	60			消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円	61			消防団員出動延人数	人	
災害発生場所							
災害発生年月日							
災害の概況							
消防機関の活動状況							
その他（避難の勧告・指示の状況）							

区 分		災 害 名							計
		発 生 年 月 日							
人 的 被 害	死 者		人						
	行 方 不 明 者		人						
	負 傷 者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一 部 破 損		棟						
			世帯						
			人						
	床 上 浸 水		棟						
			世帯						
			人						
床 下 浸 水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公 共 建 物		棟						
	そ の 他		棟						
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
被 害 総 額			千円						
公 立 文 教 施 設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農 林 水 産 業 施 設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公 共 土 木 施 設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 の 公 共 施 設			千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
そ の 他 被 害			千円						
消 防 職 員 出 動 延 人 数			人						
消 防 団 員 出 動 延 人 数			人						
都 道 府 県		設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
災 害 対 策 本 部		解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体



## 9-6 火災・災害等即報要領に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

※爆発を除く。消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

事故名 {	1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2. 危険物に係る事故	都道府県	
	3. 原子力施設等に係る事故	市 町 村 (消防本部名)	
	4. その他特定の事故	報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種〕 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ( )	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)		
		{ 重症 中等症 軽 症	人 ( 人) 人 ( 人) 人 ( 人)		
消防防災活動状況 及び救急・救助活動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部 (署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)  計 人  不明 人	負傷者等  重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
救急・救助活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)				

（注） 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県					区 分		被 害			
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	( 月 日 時現在)	田	流 失 ・ 埋 没	ha			
						冠 水	ha			
報 告 者 名						畑	流 失 ・ 埋 没	ha		
							冠 水	ha		
				そ	文 教 施 設		箇所			
					病 院		箇所			
					道 路		箇所			
人 的 被 害	死 者		人			橋 り よ う		箇所		
	行 方 不 明 者		人			河 川		箇所		
	負 傷 者	重 傷			人		港 湾		箇所	
		軽 傷			人		砂 防		箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟			の	清 掃 施 設		箇所	
			世帯				崖 く ず れ		箇所	
			人				鉄 道 不 通		箇所	
	半 壊		棟		他		被 害 船 舶		隻	
			世帯				水 道		戸	
			人				電 話		回線	
	一 般 破 損		棟				電 気		戸	
			世帯				ガ ス		戸	
			人				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
	床 上 浸 水		棟				罹 災 世 帯 数		世帯	
			世帯				罹 災 者 数		人	
			人				火 災 発 生	建 物		件
非 住 家		公 共 建 物		棟				危 険 物		件
		そ の 他		棟				そ の 他		件

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県				
公立文教施設	千円					市町村			
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
小 計	千円								
公共施設被害市町村数	千円								
その他の	農業被害	千円		災害適用市町村助名					
	林業被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	計				団体				
	千円			消防職員出動延人数	人				
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人				
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・避難の勧告・指示の状況</li> <li>・避難所の設置状況</li> <li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li> <li>・災害ボランティアの活動状況</li> </ul>								

※被害額は省略することができるものとする。

9-7 県指定に基づく被害報告様式

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市 町 村 名		
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名		
受 信 番 号 (企画振興部)		受信者(企画振興部)		
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数
4 被害概況				
5 道路				
6 橋梁				
7 河川				
8 崖崩れ				
9 電話				
10 電気				
11 ガス				
12 水道				
13 鉄道				
14 バス				
15 避難所				
16 ヘリ関係				
17 教育				
18 農業				
19 応急対策				
20 その他				
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)				
連絡先(住所等)		電話		担当者
22 避難状況	①避難準備情報 ②勧告 ③指示 ④自主			
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他( 部 課)		受信者 日 時	氏名 年 月 日 時 分

※ 市町村 → 地方連絡本部(地域県民センター) → 災害対策本部情報収集班

市町村災害対策本部等設置 状況職員参集状況票		市 町 村 名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市 町 村 担 当 者 名	
受信番号 (企画振興部)		受信者 (地域県民センター)	
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 方 法	電話 FAX その他
災 害 対 策 本 部 設 置	設 置 年 月 日 時 分		
	解 散 年 月 日 時 分		
	設置場所	電話	FAX
職 員 参 集 状 況	人		

※ 市町村 → 地方連絡本部（集計） → 災害対策本部情報収集班







様式 3

市 町 村 名	救助活動の種類別実施状況				保 健 福 祉 事 務 所 名					
					報 告 年 月 日 ・ 時 刻	年 月 日 時 分				
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等				救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等				
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 ( 箇所)				(5) 死体の搜索	①搜索月日	月 日 時～	月 日 時		
	②避難者数 ( 世帯 人)					②搜索対象				
	③避難所別の内訳	(	/	世帯 人)		③搜索地域				
		(	/	世帯 人)		④搜索方法				
		(	/	世帯 人)		(具体的)				
		(	/	世帯 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日	月 日 時～	月 日 時		
		(	/	世帯 人)		②処理件数	大人 (12歳以上)	体		
		(	/	世帯 人)		③検 案 者				
(2) 炊き出しその他 食品の給与	① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)					④安置場所	(	)	体	
	② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)						(	)	体	
	③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)						(	)	体	
	④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)						(	)	体	
	⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)									
	⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)									
	⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)									
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 ( 月 日 ～ 月 日) 延			L	(7) 埋 葬	①埋葬月日	月 日 時～	月 日 時		
	ペットボトル～ 本 ( 月 日 ～ 月 日) 延			L		②埋葬者数		人		
	ろ過器～ 器 ( 月 日 ～ 月 日) 延			L						
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日	月 日 時～	月 日 時		(8) 学用品支給	①支給月日	月 日 時～	月 日 時		
	②地 区 名					②支給状況	中学生	人		
	③救出人員	世帯	名			小学生	人			
	④救出方法 (具体的)				(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日	月 日 時～	月 日 時		
						②作業箇所		箇所		
						③作業方法				
					(10) 家屋の応急修理	①修理月日	月 日 時～	月 日 時		
						②修理家屋		箇所		
						③修理方法				

様式4

被災世帯調査原票

市町村名 ( )

調査責任者職氏名 印  
立会人職氏名 印

整理番号No.

年 月 日現在

世帯主氏名		住所				避難先							
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損					状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあった住家		棟 (自家、借家)			被害にあった非住家			棟 (自家、借家)					
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他			
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割					調査責任者の意見							
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他												
必要な救助	避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理 学用品 ・ 埋葬 ・ 死体搜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他 ( )												

様式 5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ( )

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ( )

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ( )

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

様式8

炊き出し給与状況

市町村名 ( )

炊出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															





救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班  
 班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

病院診療所医療実施状況

市町村名 ( )

診 機	療 関	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
計	機関	人							

助産台帳

市町村名 ( )

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

被災者救出状況記録簿

市町村名 ( )

年月日	救出 人員	救出用機械・器具								実支 出額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	月日	修繕費	摘 要			
計											

住宅応急修理記録簿

市町村名 ( )

世帯主氏名		修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯				





死体搜索状況記録簿

市町村名 ( )

年 月 日	搜索人員	搜索用機械・器具							実支出額	備考	
		名称	借 上			修 繕					燃料費
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ( )

処 理 年 月 日	死体発見 の日時及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理費			死体の 一 時 保 存 費	検案料	実支出額
			氏名	続柄	品名	数量	金額			
計		人								

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ( )

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

輸 送 記 録 簿

山 梨 県  
市町村名 ( )

輸 月	送 日	目 的	輸 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費				燃 料 費	実支 出額	
				使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕費			故障 の 概要
				種 類	台 数	金 額	登 録 番 号	所 有 者					
計													



9-9 東海地震に関連する情報発表時の状況報告様式

(様式4-3-1)

市町村職員参集状況

市町村名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

( 年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・東海地震注意情報発表後時点
- ・東海地震注意情報発表後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (富士・東部地域県民センター)



地震防災応急対策実施票

(第 報)

市 町 村 名 地 域 名 振 興 局 名		報 告 日 時	年 月 日 時 分
実 施 ( 集 計 ) 時 点	東海地震注意情報 発表以後 警戒宣言 発令以後	実 施 日 時 ( 集 計 )	年 月 日 時 分現在
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 その他			

※市町村本部→地方連絡本部→地震災害警戒本部情報収集班 報告者

電話

F A X

9-10 放送要請様式

甲 道志村長  
 乙 日本放送協会甲府放送局長  
 株式会社 山梨放送社長  
 株式会社 テレビ山梨社長  
 株式会社 エフエム富士社長

放送要請について（放送局あて）			
殿		年 月 日 道 志 村 長	
災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1	要 請 先	NHK・YBS・UTY・FM富士	
2	緊急警報信号の要否	要・否	
3	要請理由		
	(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため		
	(2) 災害時の混乱を防止するため		
	(3)		
	(4)		
4	放送希望日時		
	(1) 直ちに		
	(2)	月	日 時 分
5	放送事項		
	(1) 別紙のとおり		
受 信 者		発 信 者	

9-11 避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）

（様式1）

避難勧告等発令情報

道 志 村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備・高齢者等避難開始（災害対策基本法第56条）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（緊急）（災害対策基本法第60条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域

（およその世帯数 ）

5 指定避難場所

6 避難すべき理由

- 大雨による河川の氾濫の危険があるため  
（河川名 ）
- 大雨による土砂災害の危険があるため
- 地震による土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- その他（ ）

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

## 9-12 災害救助用米穀の引渡要請書様式

様式1

年 月 日

山梨県知事 殿

道志村長 印

### 災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡場所	引渡方法	備考



別紙（2）

空中消火用資機材損傷等報告書

- 1 道 志 村
- 2 損 傷 等 日 時
- 3 資 機 材 名
- 4 数 量
- 5 損 傷 等 程 度
- 6 損 傷 等 原 因
- 7 そ の 他

道志村地域計画（令和2年度改訂版）

発　　行　道志村

編集・企画　道志村防災会議

〒402-0209　山梨県南都留郡道志村6181番地1

T E L　0554-52-2111(代表)

F A X　0554-52-2572

発　行　日　令和3年3月